

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-01		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	高齢者クラブ助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	川合		内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-03-01	高齢者クラブ助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 33	（ 1958 ）	年度	根拠	・ 荒川区高齢者クラブ助成金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	・ 荒川区高齢者クラブ連合会助成金交付要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	区内各地域において、ボランティアや健康増進等の活動を行っている単一高齢者クラブ及び高齢者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、その運営費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資する。						
対象者等	高齢者クラブは、概ね60歳以上の者30人以上により構成される。連合会は、区内単一高齢者クラブで構成する。						
内容	(1) 単一高齢者クラブへの助成 ※クラブ数は66団体(令和6年4月1日現在) ・ 基本助成金【人数割】(区分は以下のとおり) ・ 特別助成金 1 団体あたり年額50,000円【一律】 10名増毎に月額1,000円増額、全13段階区分①30～40人 月額20,000円(11クラブ)②41～50人 月額21,000円(6クラブ)③51～60人 月額22,000円(12クラブ)④61～70人 月額23,000円(9 クラブ)⑤…中略…⑬151名以上 月額32,000円：上限(1クラブ) (2) 連合会への助成 5,570,000円 ①高齢者クラブ連合会事務費補助3,590,000円 ②交流交際費補助900,000円③会長研修会補助 380,000円④運動会補助400,000円 ⑤女性部活動補助100,000円⑥社会教養・文化交流会等200,000円 *社会福祉協議会・東京都老人クラブ連合会からの補助もあり (3) 高齢者社会奉仕団助成金100,000円（チューリップ花壇整備等） (4) 高齢者スポーツ普及事業委託料239,000円（NPO高齢者クラブ連合会へ委託）						
経過	・ 単一クラブには昭和33年度から、連合会には昭和37年度から助成 ・ 平成10年度 それまで社協が実施していた特別助成金を高齢者福祉課に移管した。 ・ 平成12年度 高齢者クラブに係る小規模補助金を統合（旧社会奉仕団助成事業補助金等） ・ 平成14年4月 荒高連がNPO法人格取得。特別助成金を 1 団体あたり年額80,000円とする（1万円減） ・ 平成21年4月『運営基準(会員)』『連合会運営基準(活動について)』一部改正 ・ 平成25年度 単一クラブに対する助成金（基本助成金・特別助成金）の改正及び交流交際費の新設 平成24年度まで①100人以下月額21,000円②101～150人月額22,000円③151～200人月額23,000円 ④201人以上月額24,000円 特別助成金1団体あたり年額80,000円 ・ 令和6年度 単一クラブに対する助成金（基本助成金）の改正 R5年度まで①50人以下月額20,000円②51～100人月額22,000円③101～150人月額24,000円 ④151人以上月額26,000円 特別助成金1団体あたり年額50,000円						
必要性	区内各地域において、社会奉仕、友愛及び健康増進等の活動を行っており、韓国済州市との国際交流など、区の交流事業にも貢献している。単一高齢者クラブ及び連合会の活動に対し、運営費の一部を助成することにより、地域の活性化と高齢者福祉の向上に寄与しており必要性は高い。						
実施方法	（ 2 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 高齢者スポーツ普及事業については、NPO法人荒川区高齢者クラブ連合会へ委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	
	① クラブ数	73	70	69	66	80	各年度4月1日現在
	② 会員数（人）	5,485	5,046	4,826	4,582	7,308	各年度4月1日現在
③ 加入率（％）	9.03	8.33	7.97	7.55	12.0	会員数÷60歳以上人口×100	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
6年度		7年度					
推進	推進		各クラブの活性化を図るため、引き続き推進する。				

(単位：千円)

備考	補助費は、荒川区高年者クラブ連合会及び単一クラブに対する補助金である。 東京都から老人クラブ助成事業補助金を交付されているが、令和5年度は会員数の減少に伴い交付額が減少している。
問題点・課題	○会員数が減少傾向にあるクラブが多く、新規会員獲得に苦労している。75歳以上の会員が多く、一方で70歳未満の比較的若年層の会員の加入が少ない傾向にある。クラブ役員の後継者不足により、クラブの継続が困難で廃止となるクラブも出ていく。 ○高年者クラブが年間を通して、様々な交流イベントや社会奉仕活動等を円滑に開催し、新規会員を継続して獲得していけるよう支援していく。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	会員加入推進プロジェクトや軽スポーツ普及事業などを通じて新規会員の獲得に取り組む荒高連に対して一層の支援を行っていく。	会員加入推進チラシの町会掲示板での周知や、軽スポーツ普及事業のため募集記事を区報に掲載する等、区として様々な方法で支援を行った。	区報、区ホームページや町会掲示板等の様々な広報手段を活用し、会員加入促進に繋がるような支援を今後も積極的に行っていく。
②			
③			

議 會 質 問 狀 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-02		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	高齢者生きがい事業補助（シルバー大学）		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	川合		内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-03-02	高齢者生きがい事業補助						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	荒川区高齢者生涯学習団体補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01	高齢者の社会参加の促進					
目的	高齢者の教養文化活動を奨励するため、高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等の文化活動を行う民間団体に対し、その運営経費の一部を助成することにより、高齢者の知的活動と新しい仲間との出会いを促進し、活気に満ちた健康で文化的な生活の実践を支援する。							
対象者等	シルバー大学							
内容	・ 補助対象経費 事務局職員の賃金又は賃金の支払いが無い場合は事務処理上の備品購入費、消耗品費、郵便料、電話料金、旅費 ・ 補助金交付額 教室受講者延人員と補助対象経費に応じて最大160万円まで ※令和6年度は、公共施設の工事に伴い代替施設で授業を実施するため、教室運営費として21万円を上限額として補助金を交付する。なお、上記補助金は、令和6年度限りの補助金とする。							
経過	平成12年度 新規事業として開始 平成14年度 補助金交付要綱一部改正 対象団体 会員数200人以上→50人以上 事務職員を配置していること→事務職員を配置又は事務局を設置していること 対象経費 事務局職員の賃金→事務職員の賃金又は事務処理上の経費 補助額 会員数に応じて80万円まで→会員数に応じて160万円まで 平成17年度 補助金交付要綱一部改正 補助率見直し（一律1/2） 補助額 会員数に応じて160万円まで→教室受講者延人員に応じて120万円まで 平成19年度 補助金交付要綱一部改正 補助対象経費が240万円を超える場合は160万円							
必要性	高齢者の社会参加や教養文化活動の奨励は、高齢者が生き生きと充実した生活を送るうえで非常に重要なことである。高齢者を対象とした教養講座や趣味講座等を行う団体にその運営経費の一部を助成することは、高齢者の生きがいがづくりの機会拡大につながり、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 団体の教養文化活動に要した経費の一部を補助する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 補助対象団体の会員数（人）	733	700	731	709	1,000	各年4月1日現在	
	② 加入率（％）	1.21	1.16	1.21	1.17	1.5	会員数÷60歳以上人口×100	
	③ 開催教室数（教室）	37	36	36	38	42		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続	継続	会員数の拡大に向け、活動等の周知を図るとともに、魅力的な講座や活動が展開されるよう継続していく。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			1,899	1,901	1,960	1,973	1,962	2,068	2,178
決算額（6年度は見込み）			1,798	1,779	1,866	1,846	1,935	1,868	2,178
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	補助団体数		1	1	1	1	1	1	1
	会員数（4月1日現在）		854	828	779	733	700	731	709
	教科数（教室数）（4月1日現在）		33(39)	33(39)	33(38)	32(37)	31(36)	31(36)	32(37)
	登録受講者数（4月1日現在）		1,367	1,319	1,244	1,145	1,044	1,159	1,135
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	物品修繕費	83	委託料	清掃	268	需用費	物品修繕費	100	
委託料	清掃	253	負担金補助等	補助金等	1,600	委託料	清掃	268	
負担金補助等	補助金	1,600				負担金補助等	補助金等	1,810	

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	710	2,379	1,669	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	335	268	▲ 67		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,066	1,066	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,600	1,600	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,066	1,066	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	40	265	225		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,619	▲ 3,446	▲ 1,827
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	2,685	4,512	1,827	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,619	▲ 3,446	▲ 1,827	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,619	▲ 3,446	▲ 1,827		

備考	物件費は、シルバ―大学で実施している陶芸教室の清掃業務に係る委託料である。 29年度までは高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金（1/2）の交付を受けていたが、30年度からは人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金（2/3）に移行した。
----	--

問題点・	○高齢者の生きがい創出の選択肢の一つとして、より多くの高齢者に参加を促す必要がある。 ○大学の活動を広く周知するなどして会員の獲得を図っていく必要がある。 ○令和6年度については、公共施設の工事ににより多くの教室が利用できなくなるため、他施設での実施を予定している。工事期間中は代替施設の予約をとり、継続的に魅力的な講座を実施できるように支援する。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	会員数の充実・拡大に向け、活動等を区民の方へ周知する等の支援を継続する。	区報や町会の掲示板にて活動内容を広報する等、周知に努めた。	窓口に来た区民の方にPRを行う等、周知支援に努める。
②	公共施設の工事期間中は、代替施設の予約を取り、授業運営に支障がないように努める。	来年度の施設を確保し、授業を継続して実施できるようにした。	工事期間中は、代替施設で講座を実施できるように支援し、会員数の充実・拡大に努める。
③			

他 区 の 施 状 況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）							
	高齢者向け教室や大学を開設しているのは22区中19区。その多くが区の直営・指定管理・法人への業務委託等で運営を行っている。							

議 決	平成29年度6月会議 高齢者の活動支援について
-----	-------------------------

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-03			戦略プラン		●協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		シルバー人材センター管理運営			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
					担当者名		小野澤		内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-05-01		シルバー人材センター管理運営						
事務事業の種類		○新規事業（○6年度 ○5年度）				○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 62（ 1987 ）年度			根拠		シルバー人材センター事業補助金交付要綱、高齢者等の雇用の安定等に関する法律			
終期設定		○有 ●無（ ）年度			法令等					
実施基準		○法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準				計画区分		●計画 ○非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		01 高齢者の社会参加の促進						
目的		荒川区シルバー人材センターの事業に要する経費の一部を助成することにより、同センターの安定的な経営を確保し、もって高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、同センターの受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を充実させる。								
対象者等		公益社団法人荒川区シルバー人材センター								
内容		公益社団法人荒川区シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき自治体ごとに設置され、地域の高齢者が助け合いながら楽しく働くことによって、高齢者の就業を通して福祉の増進を図りながら自主的に運営する団体であり、地域社会に密着した臨時的かつ短期的仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供している。 この人材センターの安定運営を確保するとともに、受注の拡大や会員拡大を行い、高齢者の福祉の向上をさせるため、区は、事業に要する経費の一部について補助金を交付している。 【令和6年4月1日現在の職員体制】 正職員6人、非常勤職員4人、臨時雇職員1人、就業機会創出員6人（会員）、受付業務2人（会員）、運転委託3人（会員）								
経過		平成11年度より、荒川区立高齢者就業センター・荒川授産場・児童交通誘導業務の管理運営を委託。平成11年度～13年度の間、事務の移行を円滑に進めるため区職員を派遣し、事務局職員体制の強化を図った。 平成11年度 区派遣職員 3人 事務局長（課長職）・次長（係長）・職員（事務職） 平成13年度 区派遣職員 1人 次長（係長） 平成14年度 14年4月1日公益法人派遣法施行に伴い、区職員の派遣を廃止 平成17年度 経営基盤強化補助を追加（単年度） 3,734,000円 平成23年度 公益社団法人化 平成25年度・平成29年度 「補助金交付要綱」を一部改正 令和元年度 「補助金交付要綱」を一部（補助対象経費細目）改正 ※平成30年度より、分析シートのシルバー人材センター「管理運営」と「管理運営費等助成」を統合。								
必要性		健康で働く意欲を持つおおむね60歳以上の高齢者を対象に、その知識、経験、能力を活かして働く機会の確保に努め、高齢者の就業や社会参加の促進に寄与しており、職員体制の充実を支援する必要性は高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員 ） 区は荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に掲げる補助対象経費について補助し、都補助対象分について都に請求・受領する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）				
		①就業実人数（人）	1,281	1,289	1,258	1,386	1,500			
		②受託件数（件）	6,865	6,729	6,391	7,000	7,000			
③全体の契約金額（千円）	718,868	740,494	747,965	799,940	800,000					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
6年度		7年度								
継続		継続		シルバー人材センターの安定運営及び高齢者の就業充実のため、継続していく。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		54,507	54,163	52,208	47,516	48,695	48,005	49,244
決算額（6年度は見込み）		51,986	53,189	49,807	45,260	44,244	46,110	49,244
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	受託件数（件）	7,120	7,304	6,785	6,865	6,729	6,391	7,000
	契約金額（千円）	730,518	737,051	678,697	718,868	740,494	747,965	799,940
	就業延べ人数（人）	248,223	245,222	220,440	239,068	240,705	235,600	242,000
	就業率（％）	72.8	78.7	76.8	81.2	76.5	77.6	77

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,626	2,776	150	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	12,495	12,495	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	44,244	46,110	1,866		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	12,495	12,495	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	148	309	161		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 34,523	▲ 36,700	▲ 2,177		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	47,018	49,195	2,177	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 34,523	▲ 36,700	▲ 2,177				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 34,523	▲ 36,700	▲ 2,177					

補助費等の内訳は、荒川区シルバー人材センターへの補助金が46,060千円、全国シルバー人材センター事業協会賛助会員会費が50千円となっている。都支出金は東京都シルバー人材センター事業補助金の12,495千円である。

○コロナ禍の影響により、受託件数が減少基調で推移する中、新たなニーズに対応することが求められるため、運営する法人と更に連携を深める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図る。	補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図った。	引き続き、補助金を交付することで、シルバー人材センターの運営の安定化を図る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成30年 2月	高齢者の仕事の創造について
	令和元年 6月	配分金の見直しについて（最低賃金を下回らないように改定を）
	令和2年 6月	新型コロナウイルス感染拡大防止による配分金の減少に伴う補償について
	令和3年 6月	シルバー人材センターとインボイス制度について
	令和4年 6月	インボイス制度におけるシルバー人材センターへの支援について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	荒川授産場管理運営		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	小野澤		内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	荒川授産場事務費						
	01-01-97	営繕費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 55	（ 1980 ）	年度	根拠	社会福祉法・生活保護法・荒川区立荒川授産場			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	条例・荒川区立荒川授産場規則・要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	01	高齢者の社会参加の促進					
目的	一般の企業に就職することが困難な高齢者や生計困難者に設備と仕事を提供することにより、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助とする。							
対象者等	就職の困難な者で、次のいずれかに該当する者 (1) 60歳以上の者 (2) 生計困難者 (3) その他区長が適当と認めた者							
内容	1 実施内容 一般の企業に就職することが難しい高齢者や生計困難者に対する設備と仕事の提供。 （箱折り、シール貼り、鉛筆を箱に詰める作業など） ※生計困難者の利用資格は、利用申込者の属する生計中心者の収入について、地方税法に規定する市町村民税の所得割が90,000円未満であること。 2 定員 29名（令和5年1月末現在の利用者数 10名） ※平成19年度以降、利用者の高齢化、希望者の減少、仕事の持ち帰りの安全確保の理由から、場内作業のみとしている。 3 利用時間 午前9時～午後4時（月～金）※土、日、祝日、GW、お盆、年末年始は休業 4 その他 毎月2回嘱託医による問診・血圧測定を実施。 団体登録をしている高齢者団体等に対し、会議室の貸出を行う。							
経過	昭和55年3月1日 東京都から事務移管（施設所在地 荒川区東尾久5丁目45番11号） 旧授産場譲渡を受ける。（20年間の用途指定あり） 平成11年度 授産場の管理運営の一部をシルバー人材センターに委託。同時に、高齢者就業センター内（現所在地）に移転。旧施設は当分の間授産場倉庫として使用。 平成13年度 区派遣事務職員廃止、シルバー人材センター非常勤職員が対応。 平成14年度 区派遣職員 場長（シルバー人材センター次長、就業センター所長兼務）廃止 平成18年度 就業センター廃止に伴い会議室を加える。 指定管理者制度を導入（指定管理者：シルバー人材センター） 平成21年度～令和5年度 指定管理者を5年間ごとに延長する。 令和 5年度 指定管理者を5年間延長する。（令和6年度～令和10年度まで）							
必要性	授産場において、一般の企業に就職することが困難な高齢者や生活困難者に仕事を提供することは、健康の保持や生きがいがづくりに寄与するとともに、生活安定の一助となる。 利用者の高齢化や雇用状況を踏まえ、今後の検討を行う。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定管理者である公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 場内利用者数（年間実働人員）	176	131	103	120	180	月×実働人数	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	本施設の目的に鑑み、引き続き安定的な運営を図る。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			17,938	18,846	24,050	18,405	20,621	56,202	22,987
決算額（6年度は見込み）			16,983	17,926	20,692	17,078	19,801	48,824	22,987
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	場内利用者数（年間実働人員）		207	205	206	176	131	103	120
	場内利用者数（年度末見込み）		16	17	17	14	10	7	10
	平均月額支払工賃（1人当たり、円）		36,721	37,180	21,571	19,045	28,011	29,053	24,420
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	指定管理者委託料	18,509	報償費	中小企業診断士等謝礼	84	委託料	指定管理料委託料	22,973	
使用料	AEDリース料	14	委託料	指定管理者委託料	18,034	使用料	AEDリース料	14	
工事請負費	屋外手すり設置工事	396	使用料	AEDリース料	14				
資産会計子及び附引料	指定管理料過誤納還付	882	旅費	工事検査に伴う旅費	2				
			工事請負費	昇降機設備改修工事	30,690				

行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,697	2,776	79	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	18,523	18,050	▲ 473		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	882	84	▲ 798		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	15,953	15,953	0		その他	10,749	8,923	▲ 1,826		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	10,749	8,923	▲ 1,826		
		賞与・退職給与引当金繰入額	152	309	157		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,854	▲ 28,249	▲ 395		
		その他行政費用	396	0	▲ 396		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	38,603	37,172	▲ 1,431	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,854	▲ 28,249	▲ 395					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,854	▲ 28,249	▲ 395					

備考	行政費用の物件費は指定管理料に18,034千円、AEDリース料に14千円である。行政収入のその他には授産施設事務費が計上されているが、5年度は利用者数が減少したことに伴って減少している。
----	---

問題	○安定した作業工賃を確保するため、受注先の開拓に努める必要がある。 ○利用者の高齢化等により、近年、利用者数が減少している。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	安定した作業工賃を確保するため、 受注先の開拓に努める。また、今後 のあり方について検討していく。	就労支援課と連携を図り、受注先の 開拓に努めた結果、新規取引先と契 約を交わすことができた。	引き続き、安定した作業工賃を確 保するため、受注先の開拓に努め る。また、今後のあり方について 検討していく。
②	新規利用者の獲得に向け、区施設で のチラシ配布や生活福祉課と連携し た取り組みを行う。	授産場の案内チラシを区施設で配布 するとともに、生活福祉課を介して 生活保護受給者へ事業案内を行っ た。	引き続き、新規利用者の獲得に向 け、区施設でのチラシ配布や生活 福祉課と連携した取り組みを行っ ていく。
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 中央区、渋谷区、北区 ※江戸川区は平成20年度末、板橋区は平成23年度末、足立区は令和4年度末で廃止。		

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-05			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		民間賃貸住宅活用事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
					担当者名		川合		内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-12		民間賃貸住宅活用事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度			根拠		荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度			法令等		荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、更に住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図る。								
対象者等		区内に1年以上居住している高齢者のみの世帯（家賃助成は2年以上居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者のみの世帯、昭和56年以前の住居等または立ち退きを求められている方）で条件に該当した場合に保証料及び家賃等の差額を助成する。（所得制限有）								
内容		【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】 ①転居先入居支援 ②債務保証料助成（保証会社を利用した場合の保証料：初回保証料は月額家賃の50%で50,000円まで、更新料は10,000円） 【高齢者住み替え家賃等助成事業】 ①家賃助成（転居前家賃と転居後家賃の差額で月額40,000円を限度） ②転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分限度・仲介手数料：家賃助成額の1月分限度） ③転居費用（40,000円を限度） ④契約更新料（賃貸借契約の更新時に家賃助成額の1月分） 【高齢者住宅契約貸主助成事業】 ①貸主が加入する以下の費用を補償する保険料を助成（片付け費用、葬儀費用、居室内修繕費用、清掃費用、空き家となったことによる家賃損失費用：年度ごとに一戸当たり15,000円を限度）								
経過		【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】平成19年10月1日 事業開始 平成28年2月1日 賃貸保証機構との協定により「緊急連絡先」「転居」要件廃止、新たに物件探し支援開始 【高齢者住み替え家賃等助成事業】平成21年5月1日 事業開始 （平成3年4月～19年3月 いわゆる地上げによる立ち退きで住宅に困窮する高齢者に援助策を実施） 平成22年9月1日 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。 【高齢者住宅契約貸主助成事業】平成28年8月1日 事業開始 ※平成30年度予算事業の組替により、事務事業分析シート「高齢者住み替え家賃等助成事業」「高齢者民間住宅入居支援事業」「高齢者住宅契約貸主助成事業」を統合。 令和6年4月1日～ 次の入居者が決まるまでの空室期間や家賃を値下げした場合の「家賃損失費用」を補償する保険料を補助対象項目に追加								
必要性		高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高く、経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅に居住するためには支援が必要である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口で相談シートの記入を依頼し、協定先の賃貸保証機構と物件探しを行う。その際に保証会社を利用した補助対象世帯の保証料を助成し、住み替え家賃等の対象世帯に家賃助成を実施する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)			
	①	民間賃貸住宅入居支援補助件数（件）	16	15	14	20	35	各年度3月末現在		
	②	住み替え家賃等助成件数（件）	25	26	27	32	40	各年度3月末現在		
③	物件探し相談件数（件）	49	64	61	70	80	各年度3月末現在			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
継続		継続		高齢者の住環境の向上と居住空間の確保のため引き続き実施する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			9,922	11,431	11,573	12,483	11,790	10,957	14,453
決算額（6年度は見込み）			9,286	9,620	9,530	8,579	9,529	9,223	14,453
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	民間賃貸住宅入居支援事業		195	346	215	216	187	206	560
	住み替え家賃等助成事業		9,092	9,274	9,315	8,363	9,342	9,017	13,743
	住宅契約貸主助成事業		0	0	-	-	-	-	150
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	187	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	206	その他の負担金	民間賃貸住宅入居支援事業	560	
	住み替え家賃等助成事業	9,342		住み替え家賃等助成事業	9,017		住み替え家賃等助成事業	13,743	
	住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	0		住宅契約貸主助成事業	150	

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	1,775	2,776	1,001	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	9,529	9,223	▲ 306		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	100	309	209		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,404	▲ 12,308	▲ 904
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	11,404	12,308	904		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,404	▲ 12,308	▲ 904
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,404	▲ 12,308	▲ 904		

備考

問題点・課題

○実績が低調となっている一部の事業について、見直しを検討する必要がある。
○住み替え家賃等助成事業については対象要件が限定されているため、住宅相談件数に対して実績が伸びていない。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	実績が低調となっている事業について、課題を整理し、見直しの検討を行う。	実績が低調となっている一部事業について、課題を整理するとともに、見直しに向けた検討を進めた。	引き続き、実績が低調となっている事業について、課題を整理し、見直しの検討を行う。
②			
③			
他区の実況	（実施 13 区 ・民間賃貸住宅入居支援事業 5区 ・住み替え家賃等助成事業 11区 ・住宅契約貸主助成事業 0区	未実施 9 区	不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	平成27年 6月会議 平成28年 1月会議 平成30年 2月会議 令和元年11月会議 令和3年 2月会議	助成制度の改善や新規事業も検討し、支援すること。 所得制限や転宅条件の緩和 住み替え家賃制度対象要件等の見直し 住み替え支援の強化 住み替え家賃助成の対象要件「住民税非課税世帯」の見直し検討	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	篠崎	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-02	理美容サービス事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 51	（ 1976 ）	年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、カット＆ブロー等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。							
対象者等	区内に住所を有する、要介護4又は5と認定された65歳以上の在宅高齢者。その他、区長が認めた者。							
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：カット及びブロー、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。 受給者がサービス券を利用して理美容サービスを受けるときは、本人負担額として1回につき2,000円を支払う。 前年度末の受給者で引き続き対象者には毎年4月上旬にサービス券6枚を郵送する。4月以降の新規認定者は、申請月に応じ以下の枚数を支給する。 (1) 4月・5月の認定者 6枚 (2) 6月・7月の認定者 5枚 (3) 8月・9月の認定者 4枚 (4) 10月・11月の認定者 3枚 (5) 12月・1月の認定者 2枚 (6) 2月・3月の認定者 1枚 経費内訳：区負担 4,000円、利用者負担 2,000円							
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成 4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当たり1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。 平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。 平成30年度 理・美容生活衛生同業組合荒川支部への委託へ切り替え。 平成31年度 消費税10%の導入及び他区の委託料等との比較により、委託料を3,050円から4,000円へ上げ、利用者負担を2,000円とする。 令和 6年度 理容サービス内容を「調髪・顔そり」→「調髪のみ」とする。							
必要性	在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 発送等の事務は区が行い、サービス提供は理・美容生活衛生同業組合荒川支部に委託する							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値(8年度)
標	①	サービス券支給枚数（枚）	1,455	1601	1635	1,805	2000	
	②	サービス券利用枚数（枚）	314	346	328	354	530	
	③	対象者数（人）	2,168	2239	2313	2,268	2600	要介護4・5
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	利用者の利便性を高めながら、引き続き実施する。					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	小川	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 52（ 1977 ）年度	根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。							
対象者等	荒川区に住民登録があり、介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で①要介護4及び5の方、②要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、③入院中で①②に準じる方、④身体障害者手帳1・2級の方、⑤愛の手帳1・2度の方							
内容	【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し） ・区と契約している薬剤師会又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 【紙おむつ代助成】 紙おむつの持ち込みができない病院・施設等に入所している場合、または購入券を紙おむつと引き換えることが困難な場合に病院・施設等から請求された紙おむつ代のうち、購入券と同様の月額を上限として助成 ・4ヶ月ごとに利用者に、請求の案内を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 ・令和6年4月から月額7,800円（住民税非課税者）、月額3,900円（住民税課税者）に価格改正。引き続き額面の1割は自己負担。							
経過	・平成 4年度 所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始 ・平成12年度 購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月 入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月 継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度 11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成20年度 要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度 非課税世帯についても一般会計から支出する。 ・平成26年度 介護保険の第2号被保険者も対象に追加。住民税課税者は限度額を3,000円とする。 ・令和4年4月 病院・施設がおむつを指定していることを証明する証明書の提出を不要とした。 ・令和5年4月 月額7,200円（住民税非課税者）、月額3,600円（住民税課税者）に価格改正。 ・令和6年4月 月額7,800円（住民税非課税者）、月額3,900円（住民税課税者）に価格改正。							
必要性	高齢者や介護者の経済的負担軽減のために必要性が高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①購入券→3ヶ月ごとに郵送（前払い）。組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。 ②現金支給→4ヶ月ごとに領収書に基づき振込み（後払い）。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 利用者数（券・代含む）	2,672	2,688	2,739	2,788	3,862		
	② 購入券延べ利用者数（人）	18,351	18,784	18,789	18,788	26,117		
	③ おむつ代助成延べ件数（件）	3,552	3,752	3,544	3,796	6,000		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続		経済的負担軽減の為に引き続き支援していく。				

(単位：千円)

備考	扶助費に計上されているのは、利用者へのおむつ購入券支給及びおむつ代助成である。物価高騰を踏まえ助成額を増額したため、扶助費も増加している。
----	--

問題点・課題	①推移をみると利用者は増減を繰り返し年間1,000件程度の新規申請に加え、病院や施設等の入退院(所)による異動も同程度発生している。今後、高齢者の増加も想定され、事務簡素化の検討が必要である。 ②昨今の紙おむつ市場において原燃料価格や物流経費等が高騰している影響で、メーカーでは紙おむつの値上げを実施。紙おむつは毎日利用する生活維持に必要な衛生用品であるため、物価の高騰・下落にあわせて適正な助成額の設定について引き続き検討が必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	物価の高騰、下落にあわせた適正な 助成額の設定について事業者と協議 を進める。	物価の高騰にあわせた、適正な助成 額を設定し運用しつつ、次年度以降 において助成額の設定協議を行っ た。	物価高騰、下落にあわせた適正な 助成額の設定について、引き続き 事業者と協議を進める。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 状況 (要旨)	平成27年度9月会議 おむつ代補助の所得制限について元に戻すこと		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	特別永住者等福祉給付金		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	古崎		内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-15-01	特別永住者等福祉給付金支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住民登録を行った日から引き続き2年を経過し、大正15年（1926年）4月1日以前出生の方で、所得要件等に該当する方。						
内容	☐ 支給金額 月額 15,000円 ☐ 支給方法 毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月までの4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。 ☐ 平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。 ☐ 現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。						
経過	在日本大韓民国国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。						
必要性	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 受給資格者に年3回、4ヶ月分を本人の口座に振り込む。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 対象者数（人）	3	3	2	2	1	
	② 給付額（千円）	540	420	360	360	180	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度	7年度						
継続	継続	無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のため、引き続き実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

対象者の減少に伴い、扶助費が減少している。

○対象者はかなりの高齢であるため申請漏れが無いよう周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	特別永住者等福祉給付金制度の周知を図る。	特別永住者等福祉給付金制度の周知を図った。	引き続き、特別永住者等福祉給付金制度の周知を図っていく。
②			
③			
他区の状況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区、北区（19年度）、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区、目黒区（22年度）台東区（23年度）		
状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-09		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	宮川		内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無		令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生及び健康を保持する。							
対象者等	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で、介護保険の要介護4及び5の者のうち、寝具乾燥消毒が必要な方、及び要介護1から3の者で認知症の症状がある方							
内容	・乾燥消毒 11回／年 ・水洗い 1回／年 【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕1個 <自己負担金> ・利用者の負担は10%とする。令和5年度は乾燥消毒が286円（税込）、水洗いが517円（税込）。 ・生活保護受給者は無料とする。 ・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。							
経過	○平成 4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ○平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ○平成12年度 自己負担金導入 ○平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ○平成17年度 継続利用者負担軽減措置を廃止 ○平成29年度 対象範囲の緩和（要介護1から3であっても必要な場合は対象とする）							
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図るために必要性は高い。							
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区への申請に基づき、区が区民宅にて実態調査を行った上で、専門事業者により水洗乾燥消毒を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	①	対象者数（年度末現員）	11	15	18	23	23	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	在宅生活における環境衛生及び健康保持のため、引き続き実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	142	159	17	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	682	318	▲ 364		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	8	18	10		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 832	▲ 495	337
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	832	495	▲ 337		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 832	▲ 495	337
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 832	▲ 495	337

備考	物件費に計上されているのは委託料である。５年度から委託事業者が変わり、委託料の単価が安価になったため、委託料減になった。
----	--

問	本事業の利用を必要とする方の申請につながるよう、積極的に事業周知を行う必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業の周知を図る。			介護保険決定通知送付の際に制度の案内を同封したほか、他のサービス申請時に、該当する可能性がある場合に案内を行った。		引き続き寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業の周知を図っていく。			
②									
③									
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）								
議会要旨（要旨）									

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-10			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		高齢者入浴事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	
					担当者名		宮川		内線	
									2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-13		高齢者入浴事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 20（2008）年度			根拠		法令等			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度			法令等		荒川区高齢者入浴事業実施要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		03 高齢者の在宅生活の支援						
目的		高齢者が、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できるようにすることで、高齢者の外出機会を創出し、孤立化防止や地域における交流ふれあいを促進する。あわせて、高齢者の健康・衛生の保持・増進や区内浴場の利用を促進する。								
対象者等		区内在住・在宅で満65歳以上の者								
内容		1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残週数毎1枚とする。 2 実施施設：区内18公衆浴場（令和6年4月1日現在） 3 本人負担：200円（区負担320円） 4 委 託 先：東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。								
経過		S57年度～満70歳以上のひとり暮らし高齢者で前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券（無料）」を配付 H20年度 高齢者入浴事業（「ふろわり200」・本人負担額200円）を実施 H21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 H26年度 26年7月から入浴料450円→460円（本人負担額に変更なし） H28年度 27年度末をもって「ふれあい入浴事業」を廃止 R元年度 元年10月から入浴料460円→470円（本人負担額に変更なし） R3年度 3年8月から入浴料470円→480円（本人負担額に変更なし） R4年度 4年7月15日から入浴料480円→500円（本人負担額に変更なし） R5年度 5年7月1日から入浴料500円→520円（本人負担額に変更なし） R6年度 対象年齢を満65歳以上に引下げ。6年8月1日から入浴料520円→550円（本人負担額に変更なし）								
必要性		高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい・交流の創出とともに公衆浴場の利用促進を図る面からも必要である。								
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。 2 事業者は年6回（6・8・10・12・2・4月）浴場組合に実績報告し請求する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）				
		① 受給者数（人）	8,904	8,943	8,915	11,519	12,174	各年度3月31日現在		
		② 利用回数（延べ回数）	182,317	181,331	174,666	226,150	252,180	各年度3月31日現在		
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
6年度		7年度								
継続		継続		高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて銭湯を拠点とした交流を促進する観点から引き続き実施する。 更に、対象年齢を65歳に引き下げることで制度の拡充を図る。						

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-11			戦略プラン		●協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		緊急通報システム事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
					担当者名		小野澤		内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-06		緊急通報システム事業費						
事務事業の種類		○新規事業（○6年度 ○5年度）				○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度		平成 元（ 1989 ）年度			根拠		荒川区高齢者民間緊急通報システム事業実施要綱			
終期設定		○有 ●無（ ）年度			法令等					
実施基準		○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		03 高齢者の在宅生活の支援						
目的		日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えているひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。								
対象者等		原則として65歳以上の一人暮らし及び夫婦等の高齢者世帯（日中独居含む）であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている方。								
内容		一人暮らし高齢者等が家庭内で急病等の緊急事態時に、機器又はペンダントの押しボタンを押すと、委託事業者の受信センターに通報され、状況に応じて受信センターが119番通報するシステム。119番通報と同時に、委託事業者の警備員が30分以内に利用者宅へ到着できる対応をとる。 【月額自己負担額（H元年度～H29年度）】 ①疾病ありかつ非課税の方0円 ②疾病ありかつ課税の方200円 ③疾病なしかつ非課税の方200円 ④疾病なしかつ課税の方500円 【月額自己負担額（H30年度～R4年度）】 ①非課税の方0円 ②課税の方200円 ※疾病ありなしの区分を廃止した 【月額自己負担額（R5年度～）】 ①非課税の方0円 ②課税の方200円（固定回線有り）または300円（固定回線無し）③固定回線無し世帯の2人目以降追加利用の方0円（課税・非課税とも） ※固定回線無しの世帯での利用を開始								
経過		○平成元年 消防庁直通方式にて、疾病のある方を対象に事業実施 ○平成12年度 自己負担を導入（住民税課税者は設置費用の1割） ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を現金から区内共通お買い物券に変更 ○平成14年度以降、毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、協力員に活動謝礼を交付 ○平成22年度 新規・更新分から民間方式（人感センサー方式）を導入し消防庁直通方式の新規設置を終了 ○平成23年10月 疾病のない方にも対象要件を拡大、現在の自己負担額を導入 ○平成24年12月 消防庁直通方式から民間方式へ移行を開始 ○平成26年5月 生活リズム感知方式を導入 ○平成26年9月 消防庁直通方式利用者の終了とともに、協力員は終了 ○令和2年4月 緊急通報システム等自動通報制度改正により利用者から東京消防庁への承認手続き廃止 ○令和5年4月 固定電話回線が不要となる新たなサービスを導入								
必要性		高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。								
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ○常勤職員 ○会計年度任用職員 ） 区が申請を受け、実態調査を行った上で設置を決定する。委託事業者に設置および設置後の緊急対応を委託する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）			
	① 設置台数		985	928	1,071	1,287	1,600			
	② 搬送件数（件）		83	50	59	70	250			
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
推進		推進		在宅高齢者の安全安心のために必要であり、見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。						

(単位：千円)

備考	物件費には緊急通報システムの委託料が計上されている。 行政収入の都支出金には高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金が計上されている。
----	--

問題点	インターネット回線等電話回線が多様化しており、緊急通報システムを利用できる回線に限られていたため、設置に固定回線が不要となる新たなサービスを導入した。希望するすべての世帯に、可及的速やかに順次設置していく。
-----	---

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	発報時の受信センターの対応の質の向上や、新たに導入する固定電話回線不要のシステム利用の周知に努める。	利用者からの発報や問い合わせに関して、速やかに対応した。また、窓口等で周知を図った。	引き続き、発報時の受信センターの対応の質の向上に努める。また、関係機関との連携を強化して事業の周知を図る。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	(実施) 22 区 未実施 0 区 不明 0 区	※固定回線不要なシステムを導入済みの区は11区。	
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和元年9月 住宅確保に関する見守り体制等の人的支援策について 令和3年2月(予特) ICTを活用した新しい見守りの導入		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-12		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	千葉	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-16	高齢者配食見守りサービス事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行う。							
対象者等	申請をした者のうち、次の基準にすべて該当する者①65歳以上の在宅の日中一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等②自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者③身体的状況等により、食事の調理ができずに栄養補給が十分できない者							
内容	①本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 ②月～日曜日（週7日）の昼食を利用者の希望により配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を廃止。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。） ③業者が利用者宅へ昼食用の弁当を届け、手渡しすることで日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 ④業者は安否確認時に異常があれば、事前に登録している緊急連絡先等へ連絡するとともに、区及び各地域の高齢者みまもりステーション又は地域包括支援センターに報告し、連携して対応する。また緊急時には救急車を要請する等、必要な対応をする。							
経過	平成18年度	1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者に支払う仕組みに変更。						
	平成23年度	利用者負担額は業者設定の上、利用者に配付する献立表等に明記することとする。						
	平成25年度	配食日数の制限廃止をするとともに1件当たりの委託料を250円に変更。						
	平成26年度	消費税増税に伴い、1件当たりの委託料を257円に変更。						
		主食1種以上、副食3種以上で利用者負担額が520円以内の食事を1種類以上調整することとする。						
	平成31年度	10月1日からの消費税増税に伴い、10月以降の1件当たりの委託料を261円に変更。						
	令和6年度	人件費等高騰に伴い、1件当たりの委託料を270円に変更。						
必要性	配食見守りサービスは、一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守りだけではなく、低栄養の状態を予防して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区はサービス利用に当たっての申請の受理、認定等を行う。業者は安否確認の際異常があれば緊急連絡先、区、高齢者みまもりステーション等へ報告をする他、緊急時には救急車等を要請する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 利用状況（延べ配食数）	87,071	88,561	91,292	92,578	75,000		
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続	継続		高齢者の見守り及び低栄養状態予防のひとつの手段として、引き続き利用者の拡大を図る。					

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		20,007	19,190	21,626	23,384	25,858	24,772	25,151
決算額（6年度は見込み）		17,296	17,937	20,901	22,817	23,208	23,941	25,151
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ配食数	66,912	68,857	79,728	87,071	88,561	91,292	92,578
	登録者人数	859	917	929	957	1029	806	837
	実利用者数	382	420	471	484	522	512	539
	配食事業者数	6	6	5	6	6	8	8

予算・決算の内訳

令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	案内パンフレット	94	需用費	案内パンフレット	114	需用費	案内パンフレット	154
委託料	手数料	23,115	委託料	手数料	23,827	委託料	手数料	24,997

(単位：千円)

		勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	142	1,190	1,048	地方税等	0	0	0
		物件費	23,208	23,941	733	国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0	都支出金	12,930	12,386	▲ 544
		扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	7,000	7,000
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,930	19,386	6,456
		賞与・退職給与引当金繰入額	8	133	125	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,428	▲ 5,878	4,550
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	23,358	25,264	1,906	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,428	▲ 5,878	4,550
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,428	▲ 5,878	4,550	

備 考	物件費の多くを占めるのは委託料（23,941千円）であり、4年度と比較して配食数が増加したことに伴い、委託料も増えている。
--------	---

問題点	○後期高齢者数の増加に伴い、利用者数及び配食数が今後も増加することが想定される。利用者数の増加に伴い、内容変更等が増えるため、事業者と関係機関と区間の連携を強化する。配食にて見守りが必要な高齢者に対し、適切なお弁当が届くよう、事業者のメニューを指導していく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者・みまもりステーション・区の意見交換の機会や試食会を設け、連携を強化する。	事業者・みまもりステーション・区との連携が強化できるよう意見交換会を行った。	事業者・みまもりステーション・区の意見交換会を続けていく。試食会再開に向けて検討していく。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 実施区のうち、足立区・豊島区は当区のように委託の形態をとっておらず、配食事業者の紹介を行っている。		
議会 （要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-13			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		交通安全杖支給事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名 山下	
					担当者名		篠崎		内線 2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-07		交通安全杖支給事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 54（1979）年度			根拠		荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		03 高齢者の在宅生活の支援						
目的		杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給する。								
対象者等		満65歳以上の方で杖を使用しなければ歩行が困難な者。 支給済みの対象者でも3年を経過すれば再度支給可。								
内容		[手続き] ・申請を窓口で受付、必要性と支給要件を確認の上支給決定し、その場で杖を支給する。 本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。 [杖の種類] ・令和元年度まで T字杖（重量280g～300g程度、握りはウレタン樹脂製） Sサイズ（790 [≒] ×19φ） Lサイズ（850 [≒] ×19φ） Tサイズ（900 [≒] ×19φ） ・令和2年度より T字杖伸縮タイプ（重量300g～320g程度、グリップ・ストラップはポリプロピレン、シャフトはアルミニウム） サイズ、高さ（約730 [≒] ～955 [≒] ）、シャフト（上22φ・下19φ）								
経過		・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管。 ・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止。 ・平成14年度 交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入。 ・平成15年度 区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止になったことに伴い、保険への加入を廃止。 ・平成16年度～区の直営で実施（以前は社会福祉協議会に委託） ・令和2年度 伸縮タイプに変更 ・令和6年度 所得制限を撤廃。また、支給済みの対象者でも3年を経過すれば再度支給可								
必要性		杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）			
	①	交通安全杖支給数（本）	199	234	235	440	440			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
継続		継続		高齢者が安全に外出できるよう支援するために今後も継続する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			378	408	332	293	249	406	874
決算額（6年度は見込み）			378	380	157	245	248	364	874
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	支給者数		158	128	118	199	234	235	440
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	交通安全杖	248	需用費	交通安全杖	364	需用費	交通安全杖	874	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	142	159	17	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	248	364	116		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	66	202	136
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	66	202	136
		賞与・退職給与引当金繰入額	8	18	10		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 332	▲ 339	▲ 7
	行政費用合計(b)	その他行政費用	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	398	541	143		特別収入(f)	0	0	0
		特別費用(g)	0	0	0		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 332	▲ 339	▲ 7

備考	物件費は需用費に計上している杖の購入費用である。令和5年度は杖の購入数及び単価増に伴い、物件費が増加している。
問題点	東京都から高齢社会対策区市町村包括補助事業として補助金を助成。 ○足腰が弱り始めた高齢者の外出支援として杖を使用できるよう周知する。 ○長期間使用すると劣化するため、支給要件などを検討する。 ○高齢者の社会参加・外出の促進の支援は必要不可欠であるため、対象者の拡大を検討する。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本事業について区報に記載し交通安全杖の支給について周知していく。	本事業について区報等に記載し交通安全杖の支給について周知するとともに、対象者拡大について検討した。	対象者拡大についても区報等への記載、包括の職員への情報共有で交通安全杖の支給について周知する。
②			
③			
他区の状況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 杖とシルバーカーを支給 新宿・文京・台東・墨田・練馬・足立、杖を支給しシルバーカーを貸与 中央、シルバーカーのみ支給 板橋・江東・葛飾、江戸川 車椅子を貸与 16区		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	在宅介護者マッサージ事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	古崎		内線	2662	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-15	在宅介護者マッサージ事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	在宅で介護している、区内在住の家族等介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。							
対象者等	原則65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する区内在住の者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所している場合等は除外をする。							
内容	在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して、無料マッサージ券（1人当たり年2枚）を支給する。 マッサージ事業委託先：荒川区針灸按摩マッサージ師会							
経過	・平成18年度 要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。（試行的に単年度で実施） ・平成22年度 継続して実施することとなり、要綱を制定。 ・令和 2年度 要綱を改正。 在宅で要介護4・5の者を介護している区内在住の家族等介護者に対して配付。							
必要性	在宅で介護している区内在住の家族等介護者の慰労及び心身リフレッシュを図るために必要である。							
実施方法	（ 2一部署委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 延べ利用者（人）	120	109	137	153	226		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る一助になっており引き続き実施する。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			1,242	1,227	1,195	1,045	962	947	899
決算額（6年度は見込み）			979	829	607	706	645	792	899
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	延べ利用者数		176	146	102	120	109	137	153
	対象者数		895	876	883	1,016	1,028	938	1,064
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	事務用品購入	7	需用費	事務用品購入	7	需用費	事務用品購入	17	
役務費	郵送料金	68	役務費	郵送料金	68	役務費	郵送料金	81	
委託料	介護者マッサージ委託料	571	委託料	介護者マッサージ委託料	717	委託料	介護者マッサージ委託料	801	

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	142	159	17	地方税等	0	0	0
		物件費	645	792	147	国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	8	18	10	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 795	▲ 969	▲ 174
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	795	969	174	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 795	▲ 969	▲ 174
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 795	▲ 969	▲ 174		

物件費の多くを委託料が占めており、5年度は利用件数の増加に伴い委託料も増加している。

備考

問題点・課題

事業を委託している「荒川区針灸按摩マッサージ師会」の登録事業者数は現在8店舗（1店舗休業中）であり地域に偏りもあるため、契約の相手方について検討の必要がある。登録事業者数の増加が困難な場合は別のケアサービスも検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本事業を利用できる店舗を増やせる よう受託者に要望していく。	本事業を利用できる店舗を増やせる よう受託者に要望した。	引き続き、本事業を利用できる店 舗を増やせるよう受託者に要望し ていく。
②			
③			
他 区 の 実 況	（ 実施 4 区 未実施 18 区 不明 0 区 ） 台東区：申請制で1,000円×3枚のマッサージ券か鮎券が選択できる。 墨田区：申請制で4,000円×2枚のマッサージ券。等		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	竹下		内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-16-01	高齢者みまもりステーション運営事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムや、配食見守りサービスなどを区民に周知する専門スタッフを配置することにより、みまもりネットワーク事業を推進し、在宅高齢者の安全、安心を確保する。						
対象者等	原則として65歳以上の者及びその家族等						
内容	みまもりネットワーク事業の推進の核となる機関として、次の業務を行う。 1 総合相談、実態把握及び安否確認 （1）在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成） （2）戸別訪問や電話連絡による安否確認 （3）介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介 2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援 （1）ネットワークの構築及び強化 （2）戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言 （3）見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨 3 緊急通報システム事業や配食見守りサービス事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握 4 その他、熱中症予防啓発等、高齢者の見守りに関して必要と認められる業務						
経過	平成23年 7月 区内5か所に高齢者みまもりステーションを設置 設置地区…南千住（東部）・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里） 平成25年10月 尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設 平成27年 8月 南千住西部地区に増設（全8か所となる） 平成30年 4月 地域包括支援センター（以下「センター」という。）との連携強化のため、センターと高齢者みまもりステーションを統括するセンター長を配置						
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、センターの相談支援業務を補完するとともに、地域のネットワーク構築、生活実態把握及び安否確認等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） センターに併設し、センターの運営法人に委託。原則相談員1名、非常勤相談員1名（ともに原則として社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）の計2名を配置。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	
	① 新規登録者数（人）	798	931	1,002	1,002	1,618	4月～3月新規登録者数
	② みまもり名簿登録率（％）	17.6	17.4	17.5	17.6	21.5	75歳以上の登録率
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
6年度		7年度					
重点的に推進	重点的に推進		安否確認や実態把握のほか、高齢者の見守り拠点として関係機関との連携を図るなど重点的に推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち、物件費は高齢者みまもりステーション運営事業の委託料である。

- 地域の高齢者に関する身近な相談窓口として、より多くの区民や関係機関に周知を行う必要がある。
- センターとステーションがより一層連携して高齢者支援が行えるよう、ステーションごとの業務の実績を見える化し、業務の質の向上に繋げる必要がある。
- 見守りが必要な高齢者の増加に伴い、効果的な見守り活動のあり方について検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	行事・事業等に参加のない高齢者にアウトリーチするため、関係機関との連携強化及び新規開拓を推進する。	広報誌を地域の方が訪れる場（商店や医療機関、サロン等）で配布できるよう、関係機関等とのネットワークの構築及び強化に取り組んだ。	周知の機会を増やすとともに、継続して地域の方が訪れる場で広報誌を配布できるよう関係機関等とのネットワーク構築を図る。
②	周知の機会を増やし、地域の高齢者に関する身近な相談窓口としてステーションの認知度向上を推進する。	区営掲示板へのポスターの掲示や介護フェア及びあらかわ福祉まつりへの出展等を通じて、地域住民及び関係者への周知を図った。	様々な機会を通じて地域の身近な相談窓口であることを周知し、若い世代も含め、認知度の向上に取り組む。
③	見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。	みまもりを分類化し、みまもりの在り方を検討した。また、町会へアンケートを実施し、みまもり名簿についての検討を進めている。	高齢者人口の増を見込み、みまもりネットワーク及びサービスの両面から、より効果的な事業となるように見直しを図る。
他区の実況	（実施 11 区	未実施 11 区	不明 0 区）
高年齢見守り相談窓口設置事業実施区	墨田、豊島、港、品川、足立、中野、江戸川、練馬、葛飾、千代田区、文京区		
未実施区では地域支援事業（地域包括支援センター）にて実施			
議会質問状（要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-16			戦略プラン		☒ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		高齢者みまもりネットワーク事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
					担当者名		竹下		内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-02-11		高齢者みまもりネットワーク事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 23（ 2011 ）年度			根拠		荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		03 高齢者の在宅生活の支援						
目的		区、地域、高齢者みまもりステーションが相互に連携して高齢者を見守る活動のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備する。これにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。								
対象者等		区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をした者 ①75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の者／②介護保険要介護3以上の認定を受けている者／ ③その他日中独居、日中高齢者のみ世帯の者等で介護や見守りが必要と認める者								
内容		(1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の活動の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等（町会・自治会、民生委員、警察、消防、社会福祉協議会、その他区長が認めた団体及び事業者等（以下「関係機関等」という。））へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業 (7) 区のイベント等において、見守り活動の事例紹介やみまもりネットワーク及び高齢者みまもりステーションについて、幅広い世代に向けた周知を実施								
経過		平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度 同事業の実施地域を区内の全地域に拡大 平成23年度 目的の類似する既存事業の統合・整理を行い、本事業を開始 平成28年2月 電磁調理器等助成開始：平成31年度末までの時限事業（申請累計件数845件 令和元年12月末現在） 平成30年7月 冷房機等購入等助成開始：平成30年度のみの事業であったが、フォローアップのため平成31年度についても実施しそれをもって事業終了 令和元年8月 冷房機等購入等助成事業終了（申請累計件数：336件） ※平成30年度から、事務事業分析シート「高齢者みまもりネットワーク事業（ネットワーク）」「高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配付事業）」「高齢者電磁調理器等購入助成事業」を統合。								
必要性		見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して、地域でのみまもり、民生委員によるみまもり、専門的なみまもりの3つのみまもりにより、平時からの声掛け、安否確認を行うとともに、災害時の避難援助、救援活動の備えとなる本事業は必要性が高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 見守りを希望する高齢者の情報をみまもり名簿に登載し、各関係機関等と情報共有するとともに、対象者へ声掛け・見守りを行い、緊急時の迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等に活用する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)				
	① 登録者人数（人）	4,995	5,103	5,241	5,241	5,300	年度末時点の人数			
	② 登録率（％）	10.0	10.3	10.6	10.6	10.5	65歳以上の登録率			
③ 孤独死数（人）	5	7	10	0	0	みまもり登録者のうち75歳以上の孤独死数				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
6年度		7年度								
重点的に推進		重点的に推進		単身独居高齢者など、日頃からみまもりが必要な方の加入を増やすため、多様な世代の方や地域の方にみまもりネットワーク事業の取組みを周知していくなど引き続き重点的に推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用のうち、物件費は需用費（消耗品費等）及び役務費（郵便料）である。
問題点・課題	○地域住民及び関係機関等における自主的かつ積極的な見守り活動を推進するため、意識啓発を行うとともに、見守りに協力する協力機関及び関係機関等との連携を強化していく必要がある。 ○見守りの必要度が高い高齢者の増加が予想される中、見守りの担い手が減少しているため、支援者として活動できる高齢者の発掘や、育成など、生活支援体制整備事業とも連携し事業を継続的に実施できる体制づくりを強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	見守りに協力する協力機関の新規開拓及び連携強化を推進する。		町会や民生委員、医療機関、マンション等への広報誌の配付やポスターの掲示を通じてネットワークの構築及び強化を図った。			広報誌の配付先やポスターの掲示先の拡大に取り組むとともに、関係機関の見守り活動への意識啓発を図る。			
②	見守りが必要な高齢者の増加に対応するため、効果的な見守り活動のあり方について検討する。		みまもりを3つに分類した。また、町会へアンケートを実施し、みまもり名簿の配付方法等について改善を図った。			高齢者人口の増を見込み、担い手の負担と合せて、みまもりネットワークとそのサービスの両面から事業の見直しを図る。			
③									
他区の実施状況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区)		
議会(要旨)	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	敬老週間事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	篠崎		内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-04-01	敬老週間事業費（長寿慶祝の会）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 35（1960）年度	根拠	長寿慶祝の会実施計画書					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度	法令等	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱 等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	03 高齢者の在宅生活の支援						
目的	①百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者へ敬老祝品を贈呈することにより、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対し、感謝の意を表すると共に長寿を祝う②高齢者のためのレクリエーション事業を主催する（公財）東京都福祉保健財団に補助金を交付する							
対象者等	①区内在住で次の要件を満たす者 長寿者：T13. 3. 31以前生 新百歳：T13. 4. 1～T14. 3. 31生 白寿（数え99）：T15. 1. 1～S元. 12. 31生 米寿（数え88）：S12年生 喜寿（数え77）：S23年生②（公財）東京都福祉保健財団							
内容	①敬老祝品の贈呈 - 長寿者、新百歳の者に祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）を贈呈。 - 訪問可能な者は区職員等が訪問の上、祝金を贈呈する。贈呈時期を同一年度内に対象者の誕生日に応じ2期（基準日は7月1日と12月1日）に分け、いずれかで贈呈（令和6年12月から）。 - 白寿、米寿、喜寿の者に荒川区内共通お買い物券（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円）を贈呈。郵送で贈呈する（令和2年度から）。9月1日を基準日として贈呈。 ②公益財団法人東京都福祉保健財団の敬老事業（レクリエーション事業）に対して補助金を交付する。							
経過	①敬老祝品の贈呈 敬老金（75歳以上）S33年度開始～H9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）S46年度開始～H9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）S62年度開始～H12年度に廃止。敬老祝品（喜寿・米寿）S40年度開始。H10年度敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。H13年度敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。H23年度敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加。 ②山谷地域敬老会補助 S61年度開始 補助額の変更：H13年度 240,000円、H24年度 120,000円、H25年度 30,000円 ※H30年度予算事業の組替により、「長寿慶祝の会」「敬老週間事業」を統合。 *長寿慶祝の会（令和5年度に廃止） S35年度 社会福祉協議会主催で開始。地域別午前・午後の2回開催。90歳以上の9名に記念品贈呈。 H31年度 サンパール荒川で式典を行い、区内ふれあい館等で記念品を配付。 R2年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 R5年度 介護予防・フレイル予防等を促進する事業展開により廃止							
必要性	区民の長寿を祝う事業は各自治体で実施しており、本区においても長年地域に貢献してきた高齢者を敬う本事業の必要性は高い。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 敬老祝品は仕分け等を荒川区シルバー人材センターへ委託する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 敬老祝品贈呈数（人）	2,804	3,265	3,973	3,900	3,200		
	②							
	③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
改善・見直し		継続		高齢者の長寿を祝う事業として、引き続き実施する。				

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			31,841	34,719	25,194	22,367	24,524	27,476	27,888
決算額（6年度は見込み）			30,319	30,674	23,689	21,616	24,091	26,850	27,888
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	長寿慶祝の会対象者数		25,663	26,100	0	0	0	0	0
	長寿慶祝の会来場者数		8,164	7,672	0	0	0	0	0
	喜寿・米寿・白寿		3,140	3,325	3,110	2,678	3,134	3,827	3,750
	長寿・新百歳		107	118	132	126	131	146	150
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	敬老祝品、消耗品等	19,820	需用費	敬老祝品、消耗品等	21,381	需用費	敬老祝品、消耗品等	22,188	
役務費	祝品郵送料等	1,206	役務費	祝品郵送料等	1,472	役務費	祝品郵送料等	1,486	
委託料	敬老祝品封入作業委託	85	委託料	敬老祝品封入作業委託	107	委託料	敬老祝品封入作業委託	114	
負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	2,980	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	3,890	負担金補助等	祝金（新百歳・長寿者）等	4,100	

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	2,839	2,776	▲ 63	地方税等	0	0	0
		物件費	21,111	22,960	1,849	国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2,980	3,890	910	使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	160	309	149	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,090	▲ 29,935	▲ 2,845
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	27,090	29,935	2,845	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,090	▲ 29,935	▲ 2,845
		特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,090	▲ 29,935	▲ 2,845

物件費の多くを占めるのは、需用費に計上されている敬老週間事業の記念品(区内共通お買い物券：21,381千円)である。

・敬老祝品贈呈対象者は大幅に増加しており、贈呈にかかる業務及び財政負担の規模が大きくなっている。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	喜寿・米寿・白寿の祝品は郵送で贈呈する。長寿慶祝の会に代わり、フレイル対策・介護予防等を促進する事業に注力していく。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、喜寿・米寿・白寿の祝品を郵送贈呈にし、長寿慶祝の会は廃止とした。	引き続き、祝品の贈呈方法を郵送にして新型コロナウイルス感染症拡大防止及び業務負担の軽減を図る。
②			
③			

他 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）			
	①例年区主体の敬老イベント（式典、演芸等を実施）の実施区は千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区。 ②敬老祝品の贈呈は対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの全区で実施している。			

況議 平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	避難行動要支援者事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	川合		内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-17-02	避難行動要支援者事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☒ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	災害対策基本法、荒川区高齢者における避難行動要支援者登録事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者など自ら避難することが困難で特に支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」という。）に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護する。							
対象者等	①区内に住所を有する者のうち、要介護4又は5のいずれかに認定されている者 ②区内に住所又は居所を有する者のうち、おおむね65歳以上で、自力での避難が困難であると区長が認めた者 ※但し、社会福祉施設等に入所している者及び医療機関に長期間入院している者を除く。							
内容	①災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。（本人同意不要） ②区から居宅介護支援事業所に委託し、平時における名簿情報の外部提供同意の意向確認を行う。 ③名簿情報の外部提供に同意する方のうち個別避難計画作成を希望する方については、区から居宅介護支援事業所に委託し、個別支援計画作成を行う。 ※上記①～③は対象者①の方について。対象者②の方は手上げ方式により登録可能で、個別避難計画作成は本人等が行う。 ④平常時及び発災時に外部提供する避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援等関係者（警察・消防等）と連携し避難支援体制を構築する。							
経過	○平成25年6月 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成の義務付けなどが定められた。 ○平成31年1月 個人情報の外部提供同意確認、個別避難計画作成を居宅介護支援事業所への委託により実施開始。 ○令和3年4月 避難行動要支援者名簿システムを導入した。 ○令和3年5月 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が自治体の努力義務となった。 ○令和4年3月 民生委員に名簿を配付した後、5月には警察署・消防署、7月には町会へと名簿の配付を開始した。							
必要性	避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援体制を構築することにより、避難行動要支援者を災害から保護できる可能性を高めることが期待できるため本事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 個人情報の外部提供の同意確認及び個別避難計画作成は居宅介護支援事業所に委託し実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 個別避難計画作成割合（％）	43	41	53	56	60	作成済人数/対象者数	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		より実効性のある避難支援体制の構築を推進していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	名簿を更新するとともに、個別避難計画の作成数を増やす。郵送による調査については調査対象を整理する。	今まで委託実績のなかった介護事業所へも新たに調査委託をするなど、計画の作成割合増加に向けた取組を行った。			名簿の更新と併せて、計画の策定率向上のため、介護事業所への調査委託や郵送調査を引き続き実施していく。				
②	介護事業所への委託調査を実施するとともに、名簿の記載項目等を検討する。また、町会、警察署、消防署に名簿を配付する。	9月に介護事業所への委託調査を実施した。また、警察署・消防署、町会・民生委員へ名簿を配付した。			引き続き、介護事業所への委託調査を実施するとともに、警察署・消防署、町会・民生委員へ名簿を配付する。				
③									
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和4年6月 避難行動要支援者の対象拡大について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者自立支援用具給付事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	古崎	内線	2662		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-19	高齢者自立支援用具給付事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 31	（ 2019 ）	年度	根拠	荒川区高齢者自立支援用具給付事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立した生活を継続できるようにする。							
対象者等	区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活し、歩行または入浴に支障のある方。（介護保険の認定を受けている方は要支援1～2までの方が対象。入院中の方は対象外。）							
内容	下記の自立支援用具を原則1割の本人負担で給付する。（但し、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は無料。） (1) シルバーカー ※給付限度：3年間に1台まで（要介護認定者は対象外） (2) 手すり（工事不要） ※給付限度：1人1台まで（要介護認定者は対象外） (3) シャワーベンチ ※給付限度：5年間に1台まで（要介護認定者、要支援認定者は対象外） (4) 浴室内すべり止めマット 【R5.4月～】 ※給付限度：3年間に1枚まで（要介護認定者は対象外）							
経過	令和元年10月 事業開始 令和2年10月 要綱改正。 手すり（工事不要）がセンタータイプとサイドタイプの2種類から選択可能となる。 令和5年4月 委託料単価改定 浴室内すべり止めマット（M/L）の新規給付を開始							
必要性	歩行または入浴に支障のある方に対し自立支援用具を給付することにより自立生活期間の延伸が期待できるため、本事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区にて申請受付を行い、自立支援用具の配送、本人負担金の受領については、区内の福祉用具事業者へ委託して実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	①	シルバーカー給付実績件数	272	305	333	324	400	
	②	手すり／シャワーベンチ給付実績件数	128	135	131	132	380	
③	浴室内マット実績件数			175	204	250		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
推進	推進	引き続き事業周知を行い、推進していく。						

(単位：千円)

備考	物件費は福祉用具事業者への委託料が計上されている。 行政収入のうち、都支出金は高齢社会対策区市町村包括事業補助金。
----	---

考	
問題	・ 給付する自立支援用具の種類等の見直し ・ 本事業の給付を必要とする方の申請に繋がるよう、事業周知を図る必要がある。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	委託業者と密に連携を図り、常に情報を整理して対応していく。	委託業者と協力し、新規に開始したすべり止めマットについても滞りなく給付することができた。	シルバーカー等の欠品により、利用者を待たせないよう、引き続き密に連携し、事業を実施していく。
②	委託業者と協力して事業周知を進めていく。	区報や社協の広報誌等で周知することができた。	地域包括等とも連携し、事業内容の周知を引き続き実施していく。
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） ・シルバーカー：12区（1区貸出を含む） ・手すり：5区（1区貸出を含む） ・入浴補助用具：10区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成30年6月会議 高齢者の自立支援のための取り組み 平成30年9月会議 日常生活支援用具の拡大		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	おとしよりなんでも相談窓口		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	遠藤		内線	2678	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類			☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 12（ 2000 ）年度	根拠						
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者に関する総合的な相談窓口を運営する。							
対象者等	概ね65歳以上の高齢者及びその家族等							
内容	1 窓口の運営 会計年度任用職員3名体制 2 受け付ける相談内容 ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区のサービス等の情報提供など、高齢者に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて関係機関に紹介する。 3 各種申請受け付け （1）車いすの貸し出し 通院等で緊急に必要となった方へ臨時で貸し出し（概ね2週間程度） （2）障害者控除対象者認定申請 （3）みまもりネットワーク、高齢者入浴事業、交通安全杖の支給、紙おむつ購入券支給・代金の助成、寝具乾燥消毒水洗いサービス、理美容サービス、民間賃貸住宅活用事業、自立支援用具給付、補聴器等 ※各事業の詳細については、それぞれの事務事業分析シートを参照。							
経過	平成12年度 高齢者福祉課が高齢者専門相談として開始。 平成25年度 難聴者用磁器ループシステム（カウンター型）を窓口に設置。							
必要性	高齢者に関するあらゆる相談窓口として必要性が高い。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値（8年度）
	①	相談件数（件） （おとしよりなんでも相談）	10,425	11,787	12,675	13,000	14,000	
	②	障害者控除対象者認定申請件数（件）	443	527	501	550	600	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	高齢者に関するあらゆる相談窓口として継続していく。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費		3,315	3,686	371	行政収入	地方税等		0	0	0
		物件費		0	0	0		国庫支出金		0	0	0
		維持補修費		0	0	0		都支出金		0	0	0
		扶助費		0	0	0		分担金及び負担金		0	0	0
		補助費等		0	0	0		使用料及び手数料		0	0	0
		減価償却費		0	0	0		その他		0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		187	411	224		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,502	▲ 4,097	▲ 595	
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			3,502	4,097	595	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 3,502	▲ 4,097	▲ 595	
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 3,502	▲ 4,097	▲ 595	
備考	相談窓口業務は直営のため、物件費等は発生しない。給与関係費には、窓口の運営を行っている再任用及び会計年度任用職員の報酬が計上されている。											
問題点・課題	○高齢者に係る制度や情報を積極的に収集し、個人の事情に合った適切なアドバイスを行うとともに、個人情報適正に取扱い、必要に応じて関連窓口案内に努める。 ○相談窓口として様々な場面に適応するよう、コミュニケーション手段として、磁気テープやタブレット等を有効活用していく。 ○相談内容が煩雑化してきている中、相談窓口として他部署・地域包括支援センター等関連機関につなげるワンストップサービスとして強化していく。											
問題点・課題の改善策												
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容				令和5年度に実施した改善内容および評価				令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	相談業務はもとより、介護保険法の改正や新たな事業についてよく理解し、適切な対応をしていく。				それぞれの相談者に寄り添った対応を行い、必要に応じ各種制度等も適切に案内することができた。				引き続き、各種制度への知識向上に努め、他部署とも連携しながら適切なサポートができるようにする。			
②												
③												
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区) 全区に高齢者相談窓口が設置されているが、内12区においては、地域包括支援センターを相談窓口としている。											
議会(要旨)状況												

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ふれあい絆・活サロン補助事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	平井		内線	2669	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-17	ふれあい絆・活サロン補助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	介護保険法 地域保健法 健康増進法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	住民主体で運営している「ふれあい絆・活サロン」（以下「サロン」という。）の運営費を一部補助することで、身近な地域で気軽に通える場を確保・維持し、閉じこもり予防、介護予防等の支援をする。							
対象者等	荒川区社会福祉協議会（以下「社協」という。）（サロン所管）							
内容	・平成27年4月に開始された介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービス事業を実施することとなっている。当区では既に、社協が運営しているサロンが住民の住民による通いの場として機能しており、運動や脳トレ、交流等の介護予防の役割を果たしている。 ・このため、サロンの運営機関である社協を通して、住民主体の通いの場の維持・充実のため、会場費及びサロン参加者の保険料を補助する。（地域別、介護予防型、テーマ別、子育てサロンが対象） ・令和6年度は補助対象経費を事業に要する経費に拡充することで、サロンの活動再開と新規立ち上げを支援し、利用の拡大・促進をしていく。							
経過	・平成15年度 社協の運営によって、高齢者の孤独感・孤立化の解消や見守り活動として、地域の住民参加による交流の場「サロン」を開設。 ・平成29年度 住民主体の通所型サービス事業に資するものとしてサロンへの補助事業を開始。共生社会を鑑み、高齢者サロンだけでなく、テーマ別や子育てを対象にしたサロンも補助対象とした。 ・平成30年度 予算の組替により医療機関連携型認知症カフェ事業補助については、「認知症普及啓発事業」に移行 ・令和5年度、コロナ禍で休止したサロンの活動再開と利用の拡大を推進するため、緊急に補助対象を拡充して、運営を支援した。 ・令和6年度は補助対象経費を事業に要する経費に拡充することで、サロンの活動再開と新規立ち上げを支援し、利用の拡大・促進をしていく。							
必要性	住民による自主的な取り組みとして、高齢者が気軽に通えることができ、介護予防の活動を行っているサロンは必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 補助金による実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 会場数	94	92	96	96	96		
	② 利用者数（延べ人数）	9,359	16,650	20,275	20,000	20,000		
③ 実施回数	526	935	1,122	1,200	1,200			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		コロナ禍により休止したサロンの再開と区民のさらなる参加に向けて、サロンに対する補助の拡充や荒川区社会福祉協議会によるサポートを進め、高齢者の社会参加を促進していく。					

(単位：千円)

備考	補助費等の全額が粋・活サロン補助金である。5年度は、コロナ禍で休止したサロンの活動再開に加え、利用の拡大を推進するため緊急に補助対象を拡充したことに伴い、大幅に増加した。
問題点・課題	○サロンが閉じこもりの予防をはじめ、健康づくりや介護予防の役割を果たしている。コロナ禍で休止していたサロンの多くが再開した半面、廃止するサロンも見受けられる。サロンの再開、運営継続、新規立ち上げを後押しし、より多くの高齢者がサロンを利用するよう、サロンの更なる充実が必要である。

問題点・課題の改善策			
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	健康づくりの取組みや介護予防事業との連携等、サロンの内容の充実と運営に対する支援を講じていく。	コロナ禍で休止したサロンの活動再開と利用の拡大を推進するため、緊急に補助対象を拡充して、運営を支援した。	補助対象経費を事業に要する経費に拡充することで、サロンの活動再開と新規立ち上げを支援し、利用の拡大・促進をしていく。
②			
③			
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） サロンは社会福祉協議会事業として22区で実施。うち、補助については上記のとおり。		
議会（要旨）	令和4年度2月議会 予算特別委員会総括質疑 「コロナの影響でサロンの開催が減っており、飲食もできるよう、早くサロンを復活すべき」		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-22		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	養護老人ホーム措置		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	土門	内線	2697		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	養護老人ホーム						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 41	（ 1966 ）	年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。							
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。							
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内や近県の施設に入所措置している。 〔措置要件〕 ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者							
経過	昭和41年 老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。 （60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月 法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）							
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値（8年度）
	①	措置件数（件）	78	72	71	78	85	短期含む
	②	措置実施施設数（箇所）	20	22	22	22	21	短期含む
③	養護老人ホーム入所者数（人）	14	28	31	25	25	短期含む	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度		7年度						
継続		継続		法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。				

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			176,387	183,922	189,564	188,754	183,308	179,778	188,016
決算額（6年度は見込み）			174,391	182,321	176,188	172,781	172,799	161,118	188,016
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	措置件数（継続数措置件数）		84	79	76	78	72	71	78
	措置施設数		21	21	20	20	22	22	22
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬・旅費	繁忙期事務補助	0	報酬・旅費	繁忙期事務補助	112	報酬・旅費	繁忙期事務補助	116	
委託料	支払代行事務	440	委託料	支払代行事務	466	委託料	支払代行事務	472	
扶助費	措置費	172,359	扶助費	措置費	186,708	扶助費	措置費	187,427	

行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,904	4,758	854	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	440	509	69		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	172,359	160,608	▲ 11,751		分担金及び負担金	44,750	41,038	▲ 3,712		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	244	0	▲ 244		行政収入合計(a)	44,750	41,038	▲ 3,712		
		賞与・退職給与引当金繰入額	220	530	310		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 132,417	▲ 125,367	7,050		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	177,167	166,405	▲ 10,762	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 132,417	▲ 125,367	7,050				
	特別費用(g)	365	0	▲ 365	特別収入(f)	0	244	244				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 365	244	609	当期収支差額(e)+(h)	▲ 132,782	▲ 125,123	7,659				

備考

問題点・課題

○身寄りがない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特別養護老人ホームへの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加している。したがって、既存の入所者及び新規入所者に対して、親族の協力関係の構築等の取組みを強化する必要がある。

○自己負担金の滞納が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。

○前年の給与所得があるために、入所時の自己負担金が高額化するケースが増えてきているため、対応を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施設との情報共有に努めるとともに、被措置者の状態、状況の変化に応じた指導や援助を行う。	ケースワーカーが適宜、施設訪問・電話相談等を行い、被措置者の状況の変化を確認し、適切な指導や援助を行った。	引き続き、施設との情報共有に努めるとともに、被措置者の状態、状況の変化に応じた指導や援助を行う。
②	債務者及び後見人と連絡を取り合い、債権回収を行う。	未納債権を可能な限り発生させない意識を事務担当・ケースワーカーとで共有し、回収に務めた。	引き続き、債務者及び後見人と連絡を取り合い、債権回収を行う。
③	入所時の自己負担額を決定する際に、前年の給与と所得がある人について対応策の検討を行う。	措置費の本人負担額の在り方について再検討し、個々に応じた分納計画を実施した。	引き続き、入所時の自己負担額を決定する際に、前年の給与と所得がある人について対応策の検討を行う。

他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の状況(要旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-23		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	萩原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-02	特別養護老人ホーム						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	やむ措置に関する要綱			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。							
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者							
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の介護放棄等の虐待を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合							
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数15件 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定							
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ ☒ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 措置件数（継続含む）（件）	6	12	5	8	8		
	② 措置施設数（継続含む）（件）	4	7	4	6	6		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,904	5,551	1,647	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	3,521	1,899	▲ 1,622		分担金及び負担金	3,243	1,984	▲ 1,259
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	73	0	▲ 73		行政収入合計(a)	3,243	1,984	▲ 1,259
		賞与・退職給与引当金繰入額	220	618	398		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,475	▲ 6,084	▲ 1,609
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	7,718	8,068	350		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,475	▲ 6,084	▲ 1,609
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	307	307		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	307	307	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,475	▲ 5,777	▲ 1,302		

備考	扶助費に計上されているのは特別養護老人ホームの措置入所に伴う利用者本人負担分である。年間の措置件数が減ったため、扶助費も減少している。
----	--

問 題	○措置費自己負担金の支払いが困難な高齢者が多く、債権となるケースがあるため、自己負担金のあり方や債権回収の手順等について今後検討が必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	措置先との関係構築に努める。	措置したケースの状況について、措置先と密接に連絡を取り合った。	引き続き、措置先との関係構築に努める。
②	係内での情報共有に努めるとともに、後見人とも連絡を取り合い債権の回収を行う。	CWと事務担当で債権について情報共有し、回収可能な債権については、後見人に連絡し、債権回収に努めた。	係内情報共有のほか後見人とも連絡を取り債権の回収を行う。回収困難な債権は、経済状況の把握を行い債権回収に努める。
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

議 會 質 問 狀 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護サービス事業（措置分）		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	萩原		内線	2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-01	介護サービス事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	老人福祉法第10条の4 やむ措置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	家庭の事情等により緊急保護が必要な高齢者や認知症等により日常生活に支障のある高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付の利用が困難な場合に、生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービス等を提供する。							
対象者等	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった高齢者 [やむを得ない措置] 被虐待高齢者や認知症等で意思能力が乏しく代理する家族等がいない高齢者							
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等で緊急保護が必要な高齢者を一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 要件：要介護認定の有無に関わらず家庭の事情により一時的に在宅での生活が困難な高齢者等 [やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同様にケアプランを作成し、介護給付を提供する（サービス内容：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、グループホーム入所）。やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で措置を解除し契約に移行する。 要件：やむを得ない事由により介護サービスの利用等が著しく困難な方 [在宅要介護者の受入体制整備事業]（コロナ禍の時限措置） 介護者不在の間、福祉施設や医療機関での受入れ、または、自宅に訪問介護職員等を派遣する。 要件：家族が新型コロナウイルスに感染したことにより必要な介護が受けられなくなった高齢者等。							
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 令和2年度11月～令和5年度3月まで、荒川区在宅要介護者の受入体制整備事業を実施。							
必要性	[緊急一時保護] 認知症に伴い外出中に行方不明になった高齢者の保護や虐待対応として役割を果たしており必要である。 [やむを得ない措置] 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 緊急一時保護件数（件）	0	1	0	2	1	延べ件数	
	② やむを得ない措置短期件数（件）	4	9	9	12	10		
③ 在宅要介護者受入体制整備事業（件）	3	3	0	0		5年度で事業終了		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続	継続		法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。					

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者生活管理指導事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	土門		内線	2697	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-08-01	生活管理指導事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。							
対象者等	疾病等により判断能力が著しく欠如しており、自ら介護保険サービスの利用ができない高齢単身者又は高齢者の世帯							
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、以下のことを実施することで、介護保険サービスに結び付ける。 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 [自己負担金の徴収方法] 単価257円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。 又は、必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。							
経過	平成18年度	区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。						
	平成26年度	地域を分けて2事業者を指名し契約した。						
	平成27年度	契約方法を改め、一定規模のヘルパー数を有する事業者を公募し4事業者と契約した。						
	平成28年度	公募で3事業者と契約した。						
	平成29年度	区内2事業者に委託した。						
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながついていない、ごみ屋敷清掃等）の要請は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 対象者の調査、決定は区が行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	①	実施件数（件）	1	0	0	3	5	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	生活支援の需要があるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,904	2,617	▲ 1,287	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	220	292	72		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,124	▲ 2,909	1,215
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,124	2,909	▲ 1,215		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,124	▲ 2,909	1,215
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,124	▲ 2,909	1,215		

備考	物件費には生活管理指導の業務委託料が計上されるが、令和4～5年度は実績がなかった。行政収入の内、その他には生活管理指導利用料による自己負担金の収入等が計上されるが、令和4～5年度は実績がなかった。
----	---

問題点・課題	○より質の高いサービスを提供するために受託事業者に対し、事業内容の必要性等について周知を図る必要がある。 ○環境整備後の本人に対する指導が難しい。 ○感染症対策についても検討が必要である。
--------	--

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	包括や事業者に事業内容について、詳しく説明することで、適切に履行できるよう連携していく。			利用者がいなかったため未実施であった。			引き続き、包括や事業者に事業内容について詳しく説明することで、必要時に適切に履行できるよう連携していく。		
②									
③									
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-26		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	緊急事務管理事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	萩原		内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-10-01	緊急事務管理事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。						
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、親族による支援が見込めない高齢者等						
内容	【事務管理の開始】次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し実施する。 (1) 財産の保管 (2) 日常的な金銭管理 (3) 親族・知人等への連絡（戸籍の調査を含む。） (4) ケアマネジャー等への連絡調整 (5) 入院・入所・通院等の対応 (6) その他区長が必要と認めるもの (1) (2) については、社会福祉協議会に委託している。 【事務管理の廃止】次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。 (1) 親族・知人が事務管理を行うこととなったとき (2) 施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき (3) 成年後見人が付されたとき (4) 地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき (5) 対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき (6) その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき [自己負担金] なし						
経過	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。						
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の支援については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）						
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	
標	① 開始件数（件）	1	2	3	10	20	
	② 廃止件数（件）	1	2	3	10	20	
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度		7年度					
継続		継続		後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するために必要であり、引き続き実施していく。			

(単位：千円)

問題点・課題

○単身高齢者及び身寄りのない高齢者が増加傾向にあり緊急事務管理の増加が見込まれる。
○成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、親族の協力を得られないことや職業後見人の報酬を支払えない低所得者の問題も懸念される。
○財産管理の長期化が懸念されるため、早期対応により本人申立てによる保佐人の申請や親族の協力体制をひきだせるような支援が必要である。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

	① 相談シートの活用や区・包括・社協での打ち合わせを行うことで、情報共有を図るとともに予防的対応を強化する。	包括や社協と日頃から情報共有を図り、予防的対応に努めた。	引き続き、相談シートの活用や区・包括・社協での打ち合わせを行うことで、情報共有を図るとともに予防的対応を強化する。
	②		
	③		
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）		
議会議決（要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下	
			担当者名	萩原	内線	2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-09-01	高齢者虐待対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/介護保険法/老人福祉法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	養護者による高齢者虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	被虐待者及び養護者等						
内容	○地域包括支援センター、区民、ケアマネジャー、民生委員等から高齢者虐待の相談があった場合に、区が事実確認を行った後に、対応方針会議を主催し、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立）を行う。 ※令和6年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 ○緊急に医療が必要なケースの場合は、契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。※令和6年度医師会推薦病院 1床 ○区内3警察との連携を図るため平成26年度から警察連携会議を開催。情報提供の基準や対応方法等について確認するとともに、個別ケースの相談等を実施している。 令和元年度：各2回、令和2年度：1回 令和3年度：1回 令和4年度：2回 令和5年度：2回						
経過	平成18年4月 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められ、区として高齢者虐待対策事業を開始した。						
必要性	高齢者の権利擁護の一つとして、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 虐待等の通報や相談があった場合に、ケースワーカーが状況を確認し情報を整理したうえで、適切な対応を行う。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
標	① 虐待の相談件数（件）	168	199	206	200	190	
	② 専門的相談・対応件数（件）	4	7	9	10	10	
	③ 医療保護件数（件）	6	4	12	10	10	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度		7年度					
継続	継続	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を適切に実施していく。					

(単位：千円)

備考	物件費に計上されているのは緊急医療保護業務の委託料である。補助費等に計上されているのは弁護士専門相談の報酬費である。行政収入の内、その他は緊急医療保護の自己負担金による収入である。
----	--

考	
問題点	○被虐待者及び養護者に関する課題（精神面での健康、経済的困窮等）が多岐に渡り高齢者福祉課だけでは対応に限界があるため、健康推進課、生活福祉課、障害者福祉課などの庁内関係部署や弁護士、医師等の専門職との相互連携をこれまで以上に強化していく必要がある。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 施 状	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。			

議会議問状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-28		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	成年後見事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	萩原	内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-12-01	成年後見事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	身寄りのない認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等、判断能力が不十分な高齢者について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。							
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者や、精神障がい、知的障がい高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。							
経過	平成14年度 「荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱」制定。 平成17年度～23年度 延べ38名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成20年度 「荒川区高齢者に係る成年後見人等の報酬等費用助成要綱」制定。 平成22年度 区長申立件数が急増した。 平成24年度 介護保険事業特別会計から移行し一般会計分のみとする。							
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかにないため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①対象者把握→②本人状況の把握及び親族申立ての意向確認→③親族意向なく区の申立ての必要性高い→④区が家庭裁判所に申立て→⑤手続費用は区が一旦負担後、家庭裁判所に求償の上申を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 申立件数（件）	23	23	30	50	50	家庭裁判所に対して申立てを行った件数	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		今後も身寄りのない認知症高齢者等は増加が見込まれるため、成年後見事業を推進する。					

(単位：千円)

備考	扶助費に計上されているのは、成年後見人の報酬等の助成金である。行政収入の内、その他は成年後見区長申立費用の本人求償分による収入である。
----	---

問	○早期発見が重要であるため、権利侵害に至る疑いのある段階で、周囲の区民や関係機関が地域包括支援センターへ相談する流れを定着させる必要がある。
---	--

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	地域包括支援センターをはじめとする関係機関に対して啓発を行うことで、成年後見が必要な高齢者の早期発見に努める。	成年後見が必要な高齢者の早期発見に努め適切な対応をしてきたことで、後見申立件数が過去最高となった。	今後とも関係機関に啓発を続け、成年後見が必要な高齢者の早期発見に努める。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。		
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	平成26年三定 本人及び親族申立てに関する、手続き費用及び後見報酬助成		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-29		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	入所調整事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	荻原		内線	2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-06-03	入所調整事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針、老人福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	法			
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	区内特別養護老人ホーム及び都市型軽費老人ホームについて入所に関する基準の整備、施設との調整を行い、入所希望者が公平かつ適切に入所できることを目的とする。							
対象者等	「特別養護老人ホーム」入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等 「都市型軽費老人ホーム」身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者							
内容	「特別養護老人ホーム」 ①毎年4回の入所調整を行う。（5月末、8月末、11月末、2月末までを各期の締切として設定）②申込書等に記載の内容を、入所基準に照らし、要介護度、介護者の状況、サービス利用状況等の各項目に配点する。③配点の高い順に施設毎の名簿を作成し、上位から3つのグループ（A、B、C）に分類する。待機グループを入所希望者またはその家族に通知する。また、作成した名簿を各施設に通知する。④施設は、名簿に基づき、入所調整会議等の会議体により、入所判定を行い、入所者を決定する。 「都市型軽費老人ホーム」 ①入所希望者は、施設に直接入所申込書を提出する。②施設は、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。③空室が出た場合、原則として名簿登録順に面接調査等を行い、施設が入所判定会議等により、入所の可否を決定し、議事録等を区に提出する。④重要事項、運営規定等の説明後、施設と入所希望者の間で書面による入所契約を締結する。							
経過	「特別養護老人ホーム」 平成14年8月 国が入所基準のガイドラインを提示。区として区内施設の入所待機者の順位化を実施。 平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、入所指針を制定。（変更点…年1回の実態調査廃止、複数の施設申込受付開始、通知方法を待機順位から待機グループに変更） 平成27年4月 法改正により入所基準が原則として要介護3以上に変更。 平成28年4月 新規申込者や状況変更者の現況を反映するため入所調整を年2回から4回に変更。 「都市型軽費老人ホーム」 平成22年度 厚生労働省省令改正。荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 平成23年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」作成 平成24年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」の入所要件を一部改訂 平成26年度 福祉推進課より高齢者福祉課に入所調整のみ事務移管							
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	①	特養入所待機者数（実人数）（人）	379	416	403	420		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	特別養護老人ホーム等の入所について、公平な基準に従いつつ、困難な方には柔軟な対応ができるよう、調整する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

物件費は通知用封筒及び郵便料金である。

[特別養護老人ホーム]

○介護環境や養護者の状況など、介護の困難度が高く入所の必要性が高い入所希望者が、円滑に入所できるよう、入所調整基準の見直しを図る必要がある。

○施設の更なる質の向上を図るため、施設間に困難ケースの対応事例等の情報を共有する、及び複数の施設希望者に対し、複数の施設で声掛けする等の施設間調整のため、相談員連絡会を継続する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	公平な基準により入所を進めるため、今後も必要に応じて、加点の基準を見直していく。	自己都合で入所を辞退した方を保留扱いとしていたが、入所必要性の高い方の入所の妨げとなるため、申請取下げ扱いに変更した。	より入所必要性が高い方が円滑に入所できるよう、単独施設希望の場合は施設加点を加算する等の検討を進め、改善を図る。
②	相談員連絡会を開催することで、各施設との情報の共有を図る。	相談員連絡会を開催し、各施設との入所状況及び困難ケースの情報の共有を図った。	今後も相談員連絡会を開催することで、各施設との情報の共有を図る。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 〔都市型軽費老人ホーム〕令和5年6月1日現在で施設が開設している区（16区） 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、足立、江戸川、千代田、目黒、杉並、豊島、板橋		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	機能強化型地域包括支援センター事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	高見		内線	2676	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-18-01	機能強化型地域包括支援センター事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	地域包括支援センター機能強化支援事業実施要綱、介護保険法、老人福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	地域包括ケアの実現に向けて、区内8か所の委託型地域包括支援センターの総合調整及び後方支援を行うとともに、人材育成等を推進する。							
対象者等	委託型地域包括支援センター、原則として65歳以上の者及びその家族等							
内容	(1) 担当圏域内のセンターの統括・総合調整…事業計画書、事業報告書、評価表に基づくヒアリングの実施、区と全委託型センターによる定例会開催、センター職員と協働による各種マニュアルの整備等 (2) 後方支援・直接支援…委託型センターからの困難ケースの相談に対し、助言・訪問同行等の支援や庁内関係部署・病院等の関係機関との調整、老人福祉法に基づく成年後見制度区長申立や措置等を実施。また、東京三弁護士会と協定を締結し、センター職員対象の法律相談を開催。 (3) 地域包括支援ネットワークの構築支援…在宅療養を支える医療や介護等の多職種による各種会議、区内警察署と区、委託型センターによる連携会議の開催等 (4) 地域ケア会議の開催支援…委託型センター主催の地域ケア会議（圏域会議）にアドバイザー等を派遣。また、地域ケア会議（中央会議）を開催し地域課題に対する解決策等を検討等 (5) 人材育成支援…委託型センター職員を対象とした研修を実施。センターごとの連絡会を開催、区が行う処遇検討会にセンター職員も出席し、個別支援を協働で実施等							
経過	平成27年4月	機能強化型地域包括支援センターを高齢者福祉課に設置						
	平成28年4月	機能強化型地域包括支援センターに地域包括支援専門員を配置						
	平成29年度	委託型地域包括支援センター職員対象の外部講師による研修実施						
必要性	区内に8か所設置している委託型の地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核機関として十分な役割を果たせるよう、設置主体として、適正な運営を確保し、機能強化を図り後方支援を行うために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値（8年度）
①	後方支援（同行訪問、関係課調整等）		612	942	1,516	1,516		延べ回数
②								
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
重点的に推進	重点的に推進		区内8か所の地域包括支援センターが抱える様々な困難及び虐待ケースに対し適切に対応するため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	補助費等は、地域包括支援センターにおける権利擁護事業の弁護士への報償費及び地域包括支援センターの職員向け研修の講師への報償費である。
問題点・課題	○区の後方支援が必要な困難ケースについて、親族関係、精神疾患、アルコール依存など、様々な課題を抱える複雑なケースが増加しており、センター職員及び区のケースワーカーのスキルアップを図る必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の状況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区）							
議会の状況（要旨）								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-31		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域リハビリテーション活動支援事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	直井		内線	2666	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-03-01	地域リハビリテーション活動支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、リハビリ指導や福祉用具の選定、生活動作や行為の改善、住宅改修等についての助言を行い、生活環境等の整備と家族等の介護力の育成、虚弱高齢者の介護予防と健康の保持・増進を図る。また、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う。							
対象者等	区内在住の65歳以上の者及びその家族、介護関係者を対象に実施。ただし、難病などに罹患している場合は65歳未満も対象とする。							
内容	自立支援を必要とする患者及びその家族、地域包括支援センターやケアマネジャー等から相談を受けて、理学療法士や作業療法士が、家庭訪問により、リハビリ指導、福祉用具や生活環境改善について個別に助言を行う。 理学療法士や作業療法士が、地域ケア会議（圏域会議）に参加し、基本動作能力、応用動作能力、社会適応能力の回復・改善や維持・悪化防止の観点から支援内容等に対する助言を行う。							
経過	平成12年度 保健所から高齢者保健福祉課へ事務移管。 平成21年度 各圏域ごとに地域ニーズに合わせ、月4回から月5回に増加。 平成30年度 生活動作の支障が課題となるケースが増加し、地域ケア会議の課題としても、作業療法士の訪問指導の必要性があげられたため、作業療法士による同様の訪問指導等を月1回、年12回増設した。 平成30年度11月 区内医療機関等へ依頼し、地域ケア会議推進事業費において理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）へ2か月毎に派遣を開始（19名） 令和元年度 理学療法士・作業療法士の地域ケア会議（圏域会議）派遣に係る予算を計上。 令和2年度 作業療法士の訪問指導を月1回から月2回に増加。							
必要性	在宅生活における運動機能低下を防ぐには、介護予防等を踏まえた専門的な評価や指導・助言が必要であり、地域包括支援センターやケアマネジャー等からの要望も多い。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値（8年度）
	①	訪問指導により行動又は意識が改善した割合（％）	95.5	96.8	94.7	97.0	97.0	理学療法士・作業療法士訪問指導後の利用者状況
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	自立支援のためには必要な事業であり、継続する。					

(単位：千円)

備考	物件費の全額が訪問指導消耗品・食糧費11千円である。また、補助費等の内訳は、理学療法士等雇上げ1,047千円、圏域会議助言者報酬157千円である。
----	---

問	○理学療法士や作業療法士による指導や助言を必要とする対象者が事業を利用できるよう、本人や家族等に対して積極的な働きかけのほか、そこに関わる関係者への周知が必要である。
---	---

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	利用者に的確な指導・助言を行うことで、行動や意識の更なる改善を目指していく。	利用者への助言により、日常生活における活動範囲が拡大した。また、訪問記録等を電子化して、情報伝達を効率化させた。	専門職による指導や助言を必要とする対象者が本事業を利用するよう、的確かつ積極的に利用勧奨していく。
②			
③			
他区の実況（要旨）	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-32			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護予防普及啓発事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	
					担当者名		元田		内線	
									2666	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-01		介護予防普及啓発事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 17（ 2005 ）年度			根拠		介護保険法、健康増進法、地域保健法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		02 介護予防の推進						
目的		加齢に伴う心身の機能低下により、生活が不活発になり介護が必要な状態となることを改善・予防する知識と具体的な活動を推進し、区民の健康寿命の延伸を目指す。普及啓発により、介護予防に関する意識の向上を図るとともに活動に結びつけ、個々の健康状態の向上につなげる。								
対象者等		一般高齢者								
内容		【口腔保健講演会・低栄養予防講演会・認知症講演会】 口腔保健は年2回（2日制・1日制 各1回）、低栄養予防は年1回、認知症は年1回開催。 【疾病別栄養講座・出張型教室】 疾病別栄養講座は、年1回実施（管理栄養士、保健師等による実施）。 出張型教室は、地域団体等の依頼に基づき出張形式で実施（歯科衛生士、管理栄養士による実施）。 【荒川老人福祉センターの介護予防事業】 区民の健康づくり及び介護予防活動を推進するため、荒川老人福祉センター（以下「センター」という。）において介護予防事業（介護予防プログラムの実施や各種計測及び相談受付を行う健康アップステーションの開設等）を実施。								
経過		平成23年度 転倒予防・低栄養予防・口腔保健・尿失禁予防・認知症予防・要介護の原因別の教室を実施。 平成25年度 総合的な介護予防講座として「65歳からの健康づくり講座」を開始。 平成28年度 「65歳からの健康づくり講座」、「尿失禁予防講演会」を健康推進課へ事務移管。 平成28年10月 センターの介護予防事業を開始。 平成30年度 事務事業分析シートの整理により、「口腔保健教室」、「低栄養予防教室」を“介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）”に移行。 令和4年度 認知症について、「予防」のみならず「共生」をテーマに加え、「認知症予防講演会」から「認知症講演会」に名称を変更。 令和6年度 センターの介護予防事業について、令和5年度に試行実施したミニ講座及び「30分でまるわかり健康チェック」を、令和6年度から本格実施								
必要性		健康寿命の延伸のためには、健康づくりや介護予防の取組が必要である。そのためには、動機づけを目的とした普及啓発、体験、実践の場づくりが不可欠であり、様々な切り口で実施する必要がある。								
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） センターの介護予防事業は指定管理により実施、その他の事業は直営で実施								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）				
		① 講演会参加者数	270	440	1079	810	700			
		② 教室参加者数	228	577	1455	2831	3,900			
推進	推進	高齢者が介護予防に積極的に取り組み、できるだけ長く健康を維持するよう、引き続き推進していく。								

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は、委託料7,554千円、需用費299千円、使用料及び賃借料162千円、講演会講師謝礼557千円であり、講演会の規模を拡大した影響で増加している。
----	---

問題点・課題	【栄養】独居や高齢者世帯の増加に伴い、フレイル、中でも低栄養等の課題を抱えた高齢者の増加が推測される。食生活改善の必要性を認識でき、実践しやすい方法で伝える必要がある。
	【口腔】参加者数増加のためタイトルと周知方法の更なる工夫が必要である。
	【栄養・口腔】区主催の会場に来られない方に対しても介護予防の情報伝達に加え、新たな区民の参加に向けた取組の工夫が必要である。身体状況別に具体的な改善方法を伝えることで、より効果を高める。
	【センター】各課所管の高齢者事業を一体的に実施できるようセンターのノウハウを活用する。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区報・チラシ・LINE等での周知と電子申請でも受け付けて参加者を募集し、新規も含めて、参加者の増加に取り組む。	著名人を講師に招くとともに、チラシ・ポスターの内容や掲示先等を工夫した結果、新たな参加者を獲得できた。	引き続き、新たな区民の参加に向け、講師やチラシ・ポスターの内容、周知方法等を工夫していく。
②	区主催の会場に来られない方にも介護予防の情報を伝えられるよう、インターネットや出張形式による情報発信を積極的に行う。	サロンや町会への出張形式での健康教育の実施のほか、それ以外の出張形式での健康教育等のイベントについて、検討・試行実施した。	センターのノウハウを活用し、5年度に試行実施したイベントについて、ふれあい館での実施に向けた検討・調整を進める。
③	国や保健所等の方針を確認しつつ、感染症対策に留意して、安全・安心に配慮しながら事業を実施する。	国や保健所等の方針を注視し、事業参加者向けの注意事項を適宜見直した。また、感染症対策を行うことで、安全に事業を実施した。	
他 施 区 区 状 況 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
況 議 会 要 質 問 状 旨	平成22年度決算特別委員会 平成29年度2月会議	高齢者の口腔ケア対策の整備 誤嚥性肺炎の予防対策の拡充	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-33		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス)		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	松垣		内線	2669
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(6年度)	01-01-01	訪問型サービス事業費					
	01-01-02	訪問介護費					
	01-06-02	訪問指導事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業 (☐ 6年度 ☐ 5年度)		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 27 (2015) 年度	根拠	介護保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無 () 年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。						
対象者等	介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者						
内容	1 第1号訪問事業訪問介護（ホームヘルプ） 訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・入浴などの身体介護や、掃除・買い物などの生活援助を行う。利用回数は、利用者ごとのケアプランに基づき週1回又は2回程度。 2 おうちでリハビリ 理学療法士・作業療法士が自宅を訪問して生活機能改善に向けたアセスメントを行う。利用者は作成したプランに基づきホームヘルパーと共に生活機能改善に取り組む。利用期間は週1回又は2回利用で、90日間。 3 おうちで栄養診断 管理栄養士が利用者の自宅を訪問して栄養改善を行う。利用期間は全3回（延長2回まで）。						
経過	1 第1号訪問事業訪問介護 平成27年度 予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行。平成29年度末で「みなし指定」終了。 平成30年度 区の指定基準に基づく指定を受けた事業所による事業開始。 2 おうちでリハビリ 平成26年度（27年2月）訪問型の短期集中予防サービスとして事業開始。平成27年度総合事業へ移行。 3 おうちで栄養診断 平成28年度（11月）訪問型の短期集中予防サービスとして試行実施。平成29年度（7月） 本格実施。 4 訪問看護指導事業 昭和56年 健康部（保健所）で難病等の療養整備のため開始。平成10年度高齢者福祉課に事務移管。 平成29年度末で廃止。						
必要性	高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。						
実施方法	(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 第1号訪問事業訪問介護：指定事業者制度 おうちでリハビリ、おうちで栄養診断：委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	
	① おうちでリハビリ改善率 (%)	95.7	82.5	84.2	96.0	96.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
	② おうちで栄養診断改善率 (%)	100.0	100.0	87.5	95.0	95.0	事業開始時と終了時の状況比較。向上と維持の割合。
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
6年度		7年度					
推進		推進		対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。			

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は、需用費36千円、訪問事業委託料2,386千円である。また、補助費等の内訳は、報償費1,080千円、負担金補助等69,265千円で、第1号訪問事業の利用実績増の影響で増加している。
----	---

問題点	○訪問型サービスの利用状況が横ばい傾向にある。 ○「おうちでリハビリ」及び「おうちで栄養診断」の利用者の増加に向けて、地域包括支援センター及びケアマネジャーに対して事業内容等を積極的に周知する必要がある。
-----	--

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域課題やニーズに合わせた訪問型サービスとなるよう、検討していく。	うちでリハビリの充実に向けて、包括及び受託事業者向けに研修を行い、知識や技術の向上とサービスの均質化を図った。	引き続き、訪問型サービスの運営状況を分析し、地域課題やニーズに応じて事業の充実や見直しを検討していく。
②	地域包括支援センター及びケアマネジャーに対して、訪問型サービスの事業内容を積極的に周知する。	うちでリハビリとうちで栄養診断について、説明会などの場で事業内容を積極的に周知した。	うちでリハビリについて、事業者の参入促進に向け、手続きの簡素化とともに積極的な周知を行う。
③	運動と栄養改善を連動させた複合的な介護予防を推進するため、訪問型サービスの併用を促進する。	うちでリハビリの説明会で、うちで栄養診断のチラシを配布し、運動と栄養改善の両面から介護予防を推進するよう周知を図った。	運動と栄養改善の両面から介護予防を推進するため、地域包括支援センターやケアマネジャーに対して事業を積極的に周知していく。

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
議 会 質 問 状 況	平成27年度6月会議 要支援に向けた事業がボランティアに委ねる総合事業で機能する保証はあるか 平成27年度9月会議 国基準を引き続き実施し、安上がりな事業への誘導策を行わないこと							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型サービス)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	直井	内線	2666		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-01	通所型サービス事業費						
	01-02-02	通所介護費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 27	(2015)	年度	根拠	介護保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者等の能力を最大限生かし、自立の促進や要介護状態となること及び重症化の予防を図ることを目的とする。							
対象者等	介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援者の認定を受けた者 【口腔保健教室・低栄養予防教室】介護予防・生活支援サービス事業対象者及び一般高齢者							
内容	1 第1号通所事業通所介護（デイサービス）：食事や入浴などの日常生活支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等の提供。利用回数は、利用者ごとのケアプランに基づき週1回又は2回程度。国基準相当で実施。 2 食・動クラブ：食事の提供のほか、運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを在宅高齢者通所サービスセンター等11会場で週1回実施。令和6年度からは、食・動クラブつる／かめを再編し、食・動クラブとした。 3 まるごと元気アップ教室：運動を中心に口腔・栄養改善等のプログラムを実施。利用開始時・終了時に体力測定・アセスメントを行い、1か月ごとにモニタリングを行う。ふれあい館7か所で実施。利用期間4か月、週1回実施。 4 口腔保健教室・低栄養予防教室：歯科衛生士・管理栄養士が各地区において出張形式で口腔や栄養に関する講座を実施。							
経過	1 第1号通所事業通所介護 平成27年度 介護保険法改正により予防給付から総合事業として市区町村の実施に移行 2 食・動クラブ 令和元年度 おげんきランチを短期集中型と緩和型に再編し、食・動クラブ つる／かめを実施 令和6年度からは、食・動クラブつる／かめを再編し、食・動クラブを実施 3 まるごと元気アップ教室 平成24年度 介護予防強化推進事業のモデル事業として開始 令和2年度 会場を2か所増設し、7会場で実施 4 口腔保健教室・低栄養予防教室 平成30年度 事務事業分析シートの整理により、“介護予防普及啓発事業費”から移行							
必要性	高齢者がそれぞれの状態や状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、多様なサービスの充実が必要である。							
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 第1号通所事業通所介護：指定事業者制度 食・動クラブ、まるごと元気アップ教室：委託 口腔保健教室・低栄養予防教室：直営							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	食・動クラブ 主観的健康感 (%)	／	／	／	80.0	85.0	自分は健康であると認識している利用者の割合
	②	まるごと元気アップ教室改善率 (%)	83.4	90.4	85.7	85.0	85.0	
③	口腔保健・低栄養予防教室参加者数	226	227	272	404	300		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		対象者が要介護にならないよう介護予防を推進していく。					

(単位：千円)

度	差額
---	----

問題点	○運動器機能の維持・向上とともに、口腔・栄養面においても利用効果のある事業として、対象者への啓発、関係者への周知と事業運営が必要である。 ○通所型サービスの運営状況や利用状況を分析し、地域課題やニーズに応じた事業にしていける必要がある。
-----	--

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)

要旨(質問状)

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		08-03-35			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防ケアマネジメント）			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
					担当者名		松垣		内線	2669
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-01-01		審査支払手数料						
		01-01-01		介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメント関連）						
		01-03-01		高額第1号事業等支給費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 27（ 2015 ）年度			根拠		介護保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		02 介護予防の推進						
目的		高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれていた環境等に応じて、介護予防・日常生活支援のサービスが効果的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。								
対象者等		介護予防・生活支援サービス事業対象者（「基本チェックリスト」により該当となった者） 又は要支援の認定を受けた者（予防給付によるサービスを利用する者を除く）								
内容		1 介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、本人の状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する。 2 高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業 介護サービス（総合事業を含む）の利用者負担額の月合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額第1号事業支給費として給付する。 介護サービス（総合事業を含む）と医療サービスの利用者負担額の年間合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額医療合算第1号事業支給費として給付する。 3 審査支払手数料 介護サービス事業所への介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会に委託し、審査支払事務に係る手数料を支払う。								
経過		平成27年度 介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業として実施 平成28年度 高額第1号事業支給費の給付開始 平成29年度 高額医療合算第1号事業支給費の給付開始 平成30年度 高額第1号事業支給費の年間自己負担額上限による給付開始 ※平成29年8月利用分から利用者負担額の上限額が変更となったことに伴い、平成29年8月～令和2年7月利用分について、前年の8月～本年の7月の1年間の利用者負担額の合計が一定の額を超えた場合に、その超えた額を高額第1号事業支給費として給付するもの。（3年間の時限措置） 令和元年度 令和元年10月1日の消費税増税に伴う、介護予防ケアマネジメント費の増額 令和3年度 高額第1号事業支給費の利用者負担額の上限額の変更（令和3年8月利用分から） 令和4年度 マイナポータル等で登録した公金受取口座の利用受付開始								
必要性		高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、サービスが効果的・効率的に提供されるための専門的な支援が必要である。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 介護予防ケアマネジメント及び審査支払事務は委託により実施。高額第1号事業支給費給付事業・高額医療合算第1号事業支給費給付事業は直営により実施。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)			
	① 介護予防ケアマネジメント件数	7,924	7,999	8,558	10,000	10,000				
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
6年度		7年度								
推進		推進		高齢者が自分らしい生活を継続できるよう介護予防を推進していく。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			60,560	56,510	51,161	48,601	44,693	46,752	48,186
決算額（6年度は見込み）			48,156	43,663	39,702	42,452	43,566	46,451	48,186
実績の推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	介護予防ケアマネジメント件数		9,194	8,218	7,559	7,924	7,999	8,558	8,760
	高額第1号事業支給費給付件数		107	163	125	154	155	176	200
	高額医療合算第1号事業支給費給付件数		51	61	43	43	43	35	50
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	通知封筒印刷【隔年】	0	需用費	通知封筒印刷【隔年】	0	需用費	通知封筒印刷【隔年】	10	
委託料	ケアマネジメント委託料	41,774	委託料	ケアマネジメント委託料	44,526	委託料	ケアマネジメント委託料	45,745	
委託料	審査手数料	731	委託料	審査手数料	772	委託料	審査手数料	836	
負担金補助等	高額第1号事業支給費	426	負担金補助等	高額第1号事業支給費	487	負担金補助等	高額第1号事業支給費	651	
負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	635	負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	666	負担金補助等	高額医療合算第1号事業支給費	944	

(単位：千円)

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	1,349	3,648	2,299	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	42,505	45,298	2,793		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,061	1,153	92		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	76	406	330		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 44,991	▲ 50,505	▲ 5,514
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	44,991	50,505	5,514		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 44,991	▲ 50,505	▲ 5,514
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 44,991	▲ 50,505	▲ 5,514

備考	物件費の内訳は、ケアマネジメント委託料が44,526千円、審査手数料が772千円であり、5年度は、ケアマネジメント件数増の影響で増加している。また、補助費等の内訳は、高額第1号事業支給費が487千円、高額医療合算第1号事業支給費が666千円である。
----	---

問題 ○コロナ5類移行後、介護予防ケアマネジメント件数がコロナ前に戻りつつある中で、介護度に応じた必要なサービスを受けられるよう、適切なケアマネジメントを実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者等に対し「自立の考え方」を啓発するとともに、必要に応じてケアマネジャーへの助言・相談を行う。	事業者等に対し「自立の考え方」を啓発するとともに、必要に応じてケアマネジャーへの助言・相談を行った。	変更後の様式を用いて、自立や介護予防を促すケアマネジメントを適切に実施できるようケアマネジャーへの助言・相談を行う。
②	介護予防ケアマネジメントの帳票類の見直しについて検討する。	介護予防ケアマネジメントの帳票類の見直しについて検討し、様式を変更した。	
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）
議会質問状			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-36		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	認知症予防通所等サービス事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	林	内線	2679		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-02	介護予防普及啓発事業費（認知症予防関連）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	令和 （ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者に対し、認知機能の向上に効果的な運動や脳トレ、創作活動等の提供を通して、社会参加を促し、閉じこもり等の生活不活発の状況を回避するとともに、自主的な認知症予防のための活動を促進することを目的とする。							
対象者等	65歳以上の高齢者（介護認定を受けている方を除く）							
内容	(1) 事業名「はつらつ脳力アップ教室」 (2) 週1回 5か月間 1回概ね2時間程度のプログラムを18回、年2クール実施（原則） (3) プログラム内容は、運動・脳トレ・創作活動等の認知症予防に効果の高いものを参加者が主体的に取り組めるように組み合わせながら実施する。 (4) 参加者へ事前と事後に「基本チェックリスト」を実施し、生活機能や健康度の変化を確認する。 (5) 期間終了後は、自主的予防活動に向けた働きかけ、グループ作りを推進する。 (6) 終了後も継続した予防活動が行われるよう、自主活動を支援するとともに、ふれあい館や荒川老人福祉センター等を紹介し活動の継続を働きかける。							
経過	平成24年度 南千住ふれあい館（南千住地域）、尾久ふれあい館（尾久地域）の2会場で開始。 平成25年度 峡田ふれあい館（荒川地域）、荒木田ふれあい館（町屋地域）、西日暮里ふれあい館（日暮里地域）の3会場を追加。（5圏域に1か所ずつ実施） 平成26年度 西日暮里ふれあい館から花の木ハイム荒川に会場を変更。 平成27年度 参加者の意見を参考に実施時間を4時間/回から2時間/回に変更。 平成28年度 西尾久ふれあい館、汐入防災倉庫会議室の2会場を追加し7会場で実施。 平成29年度 会場を南千住駅前、峡田、町屋、荒木田、尾久、タヤけこやけの6ふれあい館と東尾久ひろば館の計7会場に変更。1クルールの期間・回数を6か月間20回から5か月間18回に変更。 平成30年度 南千住駅前、峡田、町屋、尾久、タヤけこやけの5会場に変更（5圏域に各1）。 令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員減等の対策を講じて実施（各クール15回）。 令和3年度 通所教室5会場に加え、オンラインによる配信教室1会場を実施。							
必要性	認知症を予防するために、運動をはじめ、サークル活動等の社会参加のきっかけ作りとその後の自主的な活動を支援する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 登録者の参加率	86.4	81	80.3	82.8	90.0	事後アンケートによる	
	② 終了者で地区活動につながっている数（人）	79	79	75	78	144		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	介護予防と健康づくりの推進において重要であり継続する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	支援が必要な参加者が安全にプログラムに取り組めるよう、事業者と連携し、参加者の状況把握に努める。	事業者と連携し、連絡なく欠席が続いている参加者への対応マニュアルを作成する等、参加者の見守り体制を強化した。			対応マニュアルに基づき、参加者の支援を行うとともに、事業者及び関係機関と連携し、安全・安心な教室運営に努める。				
		事業者及び関係機関と連携し、新規参加者（特に配信教室の参加者）の増加に向けて周知活動を工夫して行う。			参加者の増加に向けて、イベント会場での周知に加え、募集期間中に配信教室の体験会を試行実施する等、周知を強化した。			配信教室の参加者の増加に向けて、事業者と連携し、配信教室の体験会を実施する等、積極的に周知を図る。	
		事業者及び関係機関と連携し、参加者に対して、教室終了後の自発的な取り組みの継続や地域活動への参加を促す。			関係機関と連携し、教室内で通いの場や高齢者向けの事業の紹介を行ったことで、教室終了者を様々な活動に繋げた。			引き続き、事業者等と連携し、参加者に対して、教室終了後の自発的な取り組みの継続や地域活動への参加を促していく。	
他 区 の 実 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）								
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成27年度6月会議 軽度認知障害への筋トレ効果について 令和2年度2月会議 配信教室経費の都の補助事業の活用について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-37		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	認知症サポーター等養成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名 山下		
			担当者名	元田、木村	内線 2679		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-03-02	認知症サポーター等養成事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	平成 18（2006）年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	認知症への正しい理解をもち、地域で支えるサポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進する。						
対象者等	区内在住・在勤・在学の方						
内容	1 認知症サポーター養成講座（所要時間は1時間～1時間30分）地域団体、職域団体、学校等を対象に地域で認知症の理解とその対応方法、家族支援などを学び、認知症の方や家族を支援するサポーターを養成。 2 認知症サポーターステップアップ講座 各地域のメイト会等でチームオレンジ構成要員となるサポーター養成のため、ステップアップ講座を計5回実施。 3 認知症キャラバンメイト養成講座 認知症サポーター養成講座を行う講師を養成。実施主体は都と区のものがあり、登録済みのメイトと企画、運営フォローを実施。						
経過	1 H18年度 区が実施主体のキャラバン・メイト養成講座を開始。H19年度 サポーター養成講座を実施。 2 H19年度 認知症サポーター養成講座を行う自主グループ「認知症サポーター劇団 あら笑座」結成。 3 H23年度 キャラバンメイトによる「地域づくり検討会」を実施。H24年度から各地域で「キャラバンメイトの会（以下、「メイト会」という）」が結成され、地域ごとに「認知症に関する活動」を展開。H26年度からメイトの会ごとに認知症介護教室を実施。 4 H28年度 各地域で公募型認知症サポーター養成講座を実施。また、認知症サポーターステップアップ講座を実施したほか、認知症疾患医療センターあべクリニックとの共催による認知症講演会を開催。 5 H30年度 28～30年度ステップアップ講座の参加者を対象に、ステップアップの会を実施。認知症キャラバンメイト養成講座を隔年実施。 6 R4年度 区の認知症キャラバンメイト養成講座を一旦休止。 7 R6年度 介護教室は認知症講演会に吸収。認知症サポーターステップアップ講座を各圏域で実施。						
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族を理解し、認知症になっても安心して地域で過ごせるような地域づくりが求められている。						
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	
	① サポーター養成講座回数	31	40	47	40	40	
	② サポーター養成講座受講者数	706	831	797	1200	1200	
	③ 認知症サポーター数（累計、人）	15,794	16,790	17,587	18,787	18,527	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度		7年度					
継続	継続	関係機関との連携を図りながら、認知症になっても安心して地域で暮らせるまちづくりに向けて地域づくりを継続していく。					

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は、需用費259千円、役務費54千円、使用料賃借料11千円であり、物件費の増加の原因はサポーター養成講座の実施回数の増加によるものである。
----	---

問題点・	○認知症サポーター養成講座等を活用し、様々な方に対し、認知症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を図る必要がある。 ○チームオレンジの設置に向け、認知症サポーターが地域で活動できる体制を整備するため、地域包括支援センターや各メイトの会と協力し、調整を行う必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

平成27年度11月会議	認知症サポーターの拡大とさらなる意識の向上策
平成28年度 6月会議	認知症施策の充実
	認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成目標の引き上げ
平成29年度 9月会議	小中学生への認知症サポーター養成講座とステップアップ講座の開催

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-38		戦略プラン	☒ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	認知症普及啓発事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	中田	内線	2666		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-02	認知症地域支援・ケア向上事業費						
	01-02-18	認知症支援補助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☐ 6年度 ☐ 5年度 ）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	介護保険法			
終期設定	☒ 有	☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	認知症の人及びその家族が、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。							
対象者等	認知症の人及びその家族又はその支援団体							
内容	1 認知症高齢者を支える家族の会支援：認知症家族会に補助金を支給し、活動を支援 2 オレンジカフェ事業補助、医療機関連携型認知症カフェ事業補助：オレンジカフェ事業に補助金を交付し、運営を支援 3 認知症地域支援推進事業：認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人等の支援及び認知症の普及啓発活動を実施 4 認知症・うつ専門相談：精神科医師による面接又は訪問相談を実施（予約制） 5 ものわすれ相談：かかりつけ医認知症研修修了者等による面接相談の実施（予約制） 6 認知症ケアプログラム推進事業：BPSDの評価・分析、ケア計画の作成、ケアの提供に関し、研修等を通じて「日本版BPSDケアプログラム」を介護サービス事業所に普及することで認知症ケアの質を向上 7 世界アルツハイマー月間：9月に認知症について総合的・集中的に普及啓発を実施 8 脳の健康度測定：認知機能の検査を推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進							
経過	1 認知症高齢者を支える家族の会支援：平成13年8月補助事業を開始 2 オレンジカフェ事業補助、医療機関連携型認知症カフェ事業補助：それぞれ、平成27年4月、平成29年4月に補助事業を開始 3 認知症地域支援推進事業：平成27年度認知症地域支援推進員を区に配置、平成28年度認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置 4 認知症・うつ専門相談：平成12年度 高齢者専門相談として開始（月5回）。平成23年度 認知症専門相談にうつ専門相談を追加、平成31年度は月6回、令和2年度から月5回、令和6年度から月4回実施。 5 ものわすれ相談：平成27年度開始（平成27年度6回、平成28年度20回、平成29年度以降年30回開設） 6 認知症ケアプログラム推進事業：令和元年度事業開始 7 世界アルツハイマー月間：令和2年度事業開始 8 脳の健康度測定：令和4年度試行、令和5年度「30分でまるわかり！健康チェック」とあわせて実施。							
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活が出来るような環境整備が求められている。							
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 認知症カフェの参加者数	1,268	1,473	1,658	3,254	3,614		
	② 認知症・うつ専門相談案件数	58	71	69	96	120		
	③ ものわすれ相談案件数	38	39	45	56	60		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		認知症についての普及啓発を図りながら、地域で認知症の人及びその家族を支える地域づくりを進めていく。					

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は、需用費266千円、委託料51,593千円、使用料及び賃借料3千円である。また、補助費等の内訳は、報償費1,828千円、負担金補助等2千円である。
----	---

問題点	○認知症は高齢になると、誰にでも発症する可能性があることから、早期発見・診断につながるよう、ものわずれ相談といった相談窓口等を幅広い世代へ周知する必要がある。 ○オレンジカフェを運営する団体の自主的かつ安定的な運営をより一層確保するため、補助件数の増加に向けた取組が必要である。
-----	---

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

平成27年9月	認知症対策について（認知症地域支援推進員の配置）
平成28年6月	認知症施策について（各地域包括支援センターにおける相談体制強化）
平成28年6月	認知症施策について（認知症サポーター養成講座とオレンジカフェ助成制度について）
平成29年11月	認知症施策について（正しい知識の普及と早期発見・早期診断の支援）
令和3年6月	認知症の早期発見・早期治療に繋がる対策強化について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-39		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	認知症早期発見・早期治療事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下
			担当者名	中田		内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	認知症初期集中支援推進事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 26	（ 2014 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、健康増進法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を早期に発見し、診断・治療につなげることを目指す。						
対象者等	相談対象者：おおむね65歳以上の高齢者、その家族、介護サービス事業者及び関係機関 訪問支援対象者：原則として、区内で在宅で生活する40歳以上の認知症の疑いがある者又は認知症の者で、一定の条件を満たす者						
内容	1 認知症支援コーディネーター事業 地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、認知症の早期診断対応を推進する事業を実施する。 2 認知症初期集中支援推進事業 医療・介護の専門職及び専門医からなる認知症初期集中支援チームを設置（地域連携型認知症疾患医療センターに委託）し、認知症の方及びその家族に対し初期支援を行う。また、検討委員会を設けて支援チームの活動の検討や検証を行う。 3 認知症に関する相談は、早期発見につながるため、相談者に対し適切な支援をコーディネートしていく。						
経過	平成25年度 認知症早期発見・早期診断推進事業に基づきコーディネーターを配置。 平成27年度 認知症早期発見・早期診断推進事業から認知症支援コーディネーター事業へ名称を変更。 平成28年度 認知症チェックリストを区民へ発送し、認知症の早期発見と周知を実施。 認知症初期集中支援推進事業に関する要綱（実施・認知症初期集中支援チーム）制定。 29年1月からチームを設置し、活動開始。 ※平成30年度から“認知症総合事業”、“高齢者総合相談窓口”を細分化して事務事業分析シートを新設						
必要性	高齢化の進展とともに、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる。そのため、認知症の方やその家族が認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活ができるような環境整備が求められている。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ☐ 認知症支援コーディネーター事業は、直営（常勤職員・会計年度任用職員）により実施 ☐ 認知症初期集中支援推進事業は、委託により実施						
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	
標	① 認知症相談実件数	63	215	47	72	120	
	② 認知症初期集中支援チーム利用者数（年度新規）	2	1	2	6	6	
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度		7年度					
推進	推進		事業の有効利用や関係機関と連携しながら、認知症の早期診断・対応に結びつけられるよう推進する。				

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は、需用費1千円、認知症初期集中支援チーム委託料680千円で、認知症初期集中支援チームの利用実績増の影響で増加している。また、補助費等の全額が認知症初期集中支援チーム検討委員会委員報償費である。
問題点・課題	○本人には認知症に対する意識の啓発や変容を促す取組を行うとともに、関係者には認知症初期集中支援チーム事業の理解を深めていく必要がある。 ○認知症の早期発見・診断へつなげるため、認知症施策推進大綱に示された「認知症ケアパス」の点検と住民及び関係機関に広く周知するという市区町村の役割を実行していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	認知症の予防を含め、適切な支援につなげられるよう、様々な関係機関等と連携を図る。			認知症の早期発見・診断に繋げるため、老人福祉センターと連携し、区民が認知機能をチェックできるイベントを試行実施した。			区民が認知機能をチェックできるイベントを本格実施することで、認知症の早期発見・診断に繋げる。		
②	次回の改訂に向けて、新たな認知症ケアパスを掲載した冊子について、配布後の意見等を収集する。			認知症ケアパスを掲載した冊子について、次回の改訂に向けた意見等を収集するに当たり、区の認知症関連事業等で幅広く配布した。			認知症ケアパスを掲載した冊子の次回の改訂に向けて、引き続き、配布後の意見や認知症を取り巻く状況等を注視していく。		
③									
他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成30年11月 令和3年6月	認知症対策について（認知症予防検査の導入） 認知症の早期発見・早期診断に繋がる対策の強化について							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-40		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	地域包括支援センター事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下	
			担当者名	高見	内線	2676	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	包括的・継続的マネジメント事業費					
	01-01-01	総合相談事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	介護保険法、包括的支援事業人員等基準条例		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区地域包括支援センター事業実施要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02	介護予防の推進				
目的	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が継続できるよう、介護予防対策並びに保健、医療及び福祉に係る各種サービスを総合的に提供するとともに、関係機関との連絡調整等を中心的に行い、もって当該高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。						
対象者等	原則として65歳以上の者及びその家族等						
内容	(1) 総合相談支援…相談を通じて高齢者の状況を把握するとともに民生委員や介護サービス事業者、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な機関、制度、サービスの利用に繋げる等の支援を行う。 (2) 権利擁護…虐待等の権利侵害の予防や対応、判断能力が低下し自己決定が難しい高齢者の権利行使の支援（成年後見制度の申立て支援）を行う。 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援…医療機関や介護サービス事業者等の関係機関が相互に連携し高齢者を支援できるよう、ケアマネジャーに対し専門的な見地からケアプラン作成技術等の指導、助言、相談を行う。また、支援困難事例に係るサービス担当者会議の開催支援、研修会の開催等を行う。 ○上記(1)～(3)のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防ケアマネジメント、「地域ケア会議推進事業」の地域ケア会議を実施。また、各担当地域で、認知症地域支援推進員が、区が実施する各種認知症施策の推進・普及啓発・連携調整等を、生活支援コーディネーターが、地域活動の相談・支援等を行う。						
経過	平成18年4月	区内5か所に地域包括支援センターを設置。社会福祉法人に運営を委託					
	平成25年10月	東尾久地区、東日暮里地区に地域包括支援センターを各1か所増設					
	平成27年4月	地域包括支援センターが実施する包括的支援事業の人員等の基準に関する条例施行					
	平成27年8月	南千住地区に南千住西部地域包括支援センターを増設					
	平成28年4月	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置					
	平成28年度	地域包括支援センターの業務評価方法を見直し					
	平成29年度	前年度の事業について法人による自己評価及び区による自己点検を実施					
	平成30年度	第7期プランにて圏域の見直しに伴い、1圏域に1つのセンターを設置					
		地域包括支援センターの機能強化のため生活支援体制整備事業及びセンター長業務として1名配置					
	令和4年度	センター長及び生活支援コーディネーターの業務量増加のため専任の職員を1名ずつ配置					
必要性	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けていくことができるように、必要な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組み作りの中核機関として、重要な役割を担っている。法及び条例等に基づき設置する機関であり、必要性は高い。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 社会福祉法人に委託（委託先）南千住東部・西部地域：カメリア会、荒川地域：奉優会、町屋地域：北養会、東・西尾久地域：信愛報恩会、東・西日暮里地域：聖風会						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	
	① 総合相談延べ件数（件）	75,146	69,822	69,177	69,177		
	② 権利擁護に関する相談・支援延べ件数（件）	7,214	5,258	4,996	4,996		
	③ ケアマネジメントに関する相談・支援延べ件数（件）	4,566	5,373	4,542	4,542		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
6年度		7年度					
重点的に推進	重点的に推進		地域における高齢者の総合相談窓口として、迅速かつ適切に対応するため、引き続き重点的に推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域包括支援センターの機能強化に向け、センター長業務が適切に行われるよう支援するとともに状況把握や情報共有に努める。	定例会やセンター長会議等を通じて、業務が適切に行えるよう情報共有や連携を図るとともに、センター長向けの研修を開催した。	各センター長が適切にマネジメントを行えるように、各会議体等を通じて課題の把握に努め、適宜必要な支援を行う。
②	実績評価を活用し、課題分析や解決策の検討等を行い、センター業務の改善や質の向上に取り組む。	地域包括支援センター毎に実績評価に対するヒアリングを行い、課題把握や解決策の検討等を行った。	地域包括支援センター毎に実績評価を行って、課題がある場合には具体的な改善策等についてヒアリングを通じて協議していく。
③			
他 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況	介護保険法に定める区市町村の法定事務である。		
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成29年9月会議：①地域包括支援センターの相談体制の強化及び二十四時間体制の検討について ②町屋と荒川の地域包括支援センターの分割について 平成29年度11月会議：地域包括支援センターの機能強化 平成29年度2月会議：地域包括支援センターにおけるワンストップサービスの構築 令和2年度2月会議：地域包括支援センターの機能強化（高齢者の就労支援）		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-41		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療福祉相談事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	加藤、古屋		内線	2668	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-01	医療福祉相談事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、在宅において療養する高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。							
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。							
内容	(1) 高齢者の入所・入退院等に関する相談 (2) 医療福祉制度利用に関する相談 (3) 区民及び関係者向け「社会資源情報」の作成 (4) 医療関係者や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 (5) 24年度から開始した「荒川区在宅療養連携推進会議」と連動してネットワークを強化 (6) 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（平成24年度から）							
経過	平成20年度 医療連携会議を開始 平成21年度 医療福祉相談を訪問指導事業から独立 平成24年度 区内老人保健施設の療養情報提供書の共通書式化を実施 平成25年度 「医療と介護の連携のための関係機関名簿」の発行、連携シート検討・作成 平成26年度 連携シート作成・試行 平成27年度 連携シート施行 平成29年度 「医療マップ」発行 平成30年度 介護報酬改定に伴い連携シート見直し・区のホームページに掲載 令和元年度 医療ソーシャルワーカー連絡会の開催、区内訪問診療実施医療機関の調査を実施、近隣区大学病院等への医療連携シートの周知 令和4年度 「介護事業者・医療・地域資源情報検索システム」サイトに医療機関情報を掲載							
必要性	医療福祉等の相談件数も増加しており、近接する医療機関との情報交換や、関係機関との顔の見えるネットワークの構築を図るため、在宅での療養を支援する医療福祉相談の体制を強化することは重要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)		
		① 医療連携会議出席者数（数）	-	115	213	120	120	延べ人数（3年度はオンライン開催）
		② 連携会議参加者満足度（％）	-	89%	95%	98%	100%	参加者アンケート結果において把握
③ チームケアの情報共有における連携シートの活用率（％）	88%	95%	93%	95%	100%	シート利用者のうちチームでの情報共有に活用している割合		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
推進	推進	高齢者の入退院時の相談支援を充実するとともに、医療と介護の連携を推進する必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用の内、物件費は医療連携会議講師への報償費及び会場費である。行政収入の内、その他は会計年度任用職員の雇用保険料の自己負担分による収入である。
問題点・課題	○入・転院できる医療機関や施設入所、制度活用に関する相談が多い。相談者のニーズと病状等を勘案して医療機関や施設を紹介しているが、制度改正に伴い医療機関等の状況はめまぐるしく変動しており、情報収集とネットワークづくりが課題である。 ○医療と介護の連携推進のために、医療連携会議を実務者の情報交流と研修・課題抽出の場として強化していく必要がある。 ○在宅療養支援窓口としての区民への周知が十分でないため、より広くわかりやすく周知する必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	連携シートの活用状況の把握と、連携シートの周知及び医療と介護の連携を図っていく。			居宅介護支援事業者にアンケートを実施し、連携シートの周知と活用状況の把握を行った。				引き続き、連携シートの活用状況の把握と、連携シートの周知及び医療と介護の連携を図っていく。	
②	医療関係機関や介護事業所等の調査・把握を行い、内容の充実を図る。			区内及び近隣区の医療関係機関や介護事業所等の調査・把握を行い、最新情報を提供できるようにした。				医療関係機関や介護事業所等の調査・把握を行い、医療と介護の連携のための関係機関名簿の更新及び内容の充実を図る。	
③	窓口での相談を充実させるため、社会資源の情報収集を行い、区民・関係機関への周知を図る。			医療関係機関や介護事業所等の社会資源の情報収収及び配布資料の作成を行い、相談内容の充実を図った。				引き続き、医療関係機関や介護事業所等の情報収集と配布資料の作成を行い、窓口での相談を充実させる。	
他区の実況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区）		
議会（要旨）質問状況	平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予算特別委員会 医療相談窓口の充実に対する評価について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-42		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業		部課名	福祉部高齢者福祉課		課長名	山下	
			担当者名	古屋		内線	2668	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-02	医療と福祉の連携推進事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	医療・介護のニーズをもつ高齢者が、住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指す、荒川区の現状、問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的とする。							
対象者等	区、荒川区医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、医療福祉相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保健施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、都及び区社会福祉協議会、家族の会、在宅医療専門家等							
内容	平成27年度から市区町村が行う事業として介護保険法に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられた。同事業の8つの事業項目の構成が令和2年度に見直され、市区町村は、地域の実情に応じて、以下の（ア）～（キ）の7つの事業項目をPDCAサイクルに沿って取組むよう求められている。 （ア）地域の医療・介護の資源の把握（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 （カ）医療・介護関係者の研修（キ）地域住民への普及啓発 ・荒川区在宅療養連携推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 ・在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施							
経過	【在宅療養連携推進会議】（平成24年度開始） 令和3年度 2回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて、薬局でのお薬に関する相談について） 令和4年度 2回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて、地域課題の把握から解決のための仕組みについて） 令和5年度 3回開催（在宅医療・介護連携推進事業の取り組みについて、第9期高齢者プランの策定状況について、令和5年度医療連携会議の報告について） 【区民向け講演会 住み慣れた街で最期まで】（平成28年度開始） 令和3年度 年1回開催 令和4年度 中止（新型コロナウイルス感染症拡大のため） 令和5年度 未開催							
必要性	地域包括ケアシステムを構築するには、在宅での療養を支えるために、切れ目のないサービスを提供する必要があり、医療と介護の連携強化は非常に重要である。							
実施方法	（ ☒ 1直営 ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み		目標値（8年度）
	①	在宅療養連携推進会議の開催数（回）	2	2	3	2	2	5年度は高齢者プラン作成の年のため3回開催
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		在宅療養体制の整備（施設等での見取りの体制を含む。）を通じて、医療と福祉の連携を図る必要がある。					

(単位：千円)

○医療と介護の連携を推進するための課題の抽出や対策の検討等、会議等で意見交換を行い、「医療と介護の連携シート」を作成・活用を図る等一定の成果が出ているが、それらの施策を現場で更に活用してもらうために、周知を強化する必要がある。

○医療機関、介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報について、双方が効果的に共有できるように、連携を更に図れるようにしていく必要がある。

○6年度の診療報酬・介護報酬同時改定に伴い、連携シートの内容の検証・改定について検討の必要がある。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成28年度2月会議	住み慣れたまちで住み続けられる介護、医療体制づくりについて
	平成29年度9月会議	①在宅医療・介護と看取り対策
		②地域包括ケアシステムの強化にあたり看取りにいたる在宅療養の充実について
	平成29年度2月会議	地域医療等との連携による在宅での看取り体制の充実
	平成30年度9月会議	住み慣れた街で暮らし続けるための在宅療養体制の充実

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-43		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	在宅療養推進基盤整備事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	古屋	内線	2668		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-19-01	在宅療養推進基盤整備事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	荒川区在宅療養推進基盤整備事業補助金交付要綱、荒川区在宅療養後方支援病床実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	在宅医療・介護の連携推進					
目的	地域包括ケアシステムにおける在宅療養について区民の理解を深めるとともに、医療と介護が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に情報を共有しつつ、多職種の連携体制の強化を図り在宅療養患者を支える体制を構築する。							
対象者等	【ICT】一般社団法人荒川区医師会（以下「医師会」という。）及びこれを構成する医療機関。 【後方支援病床】区内で訪問診療を行っている医療機関と利用している区民、入院先となる医療機関。							
内容	【ICTネットワークの活用】 地域包括ケアシステムにおける在宅療養の促進に関する医師会の取組みを支援することにより、多職種の連携を図るとともに、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制を構築する。 【後方支援病床事業】 医療的なケアが必要な高齢者が在宅で安心して生活できるよう、在宅療養中の高齢者が必要に応じて一時的に入院できる病床を確保し、在宅で十分な医療ケアが受けられる体制づくりを行う。							
経過	平成30年8月 医師会とICT・後方支援病床事業について打合せ実施。 平成31年2月 在宅療養推進事業補助金交付要綱を制定。 平成30年度 医師会のICTを活用した情報共有システムへの補助実施。 令和元年度10月 医師会に業務委託し、後方支援病床事業実施。							
必要性	急速な高齢化が進む中、住み慣れた街で安心して暮らし続けたいという高齢者の思いを支えるために、ICTを活用し、支援者が効果的に情報共有できる仕組みを構築するとともに、必要な時に入院できる病床の確保など、高齢者が安心して在宅療養を継続できる体制の構築が必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 後方支援病床事業利用数（件）	0	1	1	12	12		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続	医療を必要とする在宅高齢者の要望に応えるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	物件費は後方支援病床業務の委託料、補助費等は医師会で運用しているＩＣＴシステムの補助金である。行政収入のその他は消費税仕入控除税額確定に伴う補助金返還金である。
----	--

問題点・課題	○医師会で運用しているＩＣＴシステムの登録者数の増加が課題である。ＩＣＴシステムのメリットを多くの関係者へ周知し、利用の促進を図る必要がある。 ○訪問診療時のかかりつけ医が協力医療機関と入院の調整を行うため、各医療機関や訪問看護ステーション、介護事業者との関係構築が不可欠である。 ○後方支援病床事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で実績が下がっていたが、感染状況が落ち着いたため実績が戻りつつある。今後はかかりつけ医への周知活動の強化が必要である。
--------	--

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医師会のICTネットワークの取り組みを支援する。	医療連携会議にてICTネットワークの取り組みについて参加者に周知することができた。	引き続き、医師会のICTネットワークの取り組みを支援する。
②	後方支援病床事業の趣旨等を区内医療機関や介護事業者等へ周知し、医療と介護の協力体制の強化を図る。	医師会に対し、事業の周知について呼びかけた。	引き続き、後方支援病床事業の趣旨等を区内医療機関や介護事業者等へ周知し、医療と介護の協力体制の強化を図る。
③			
他 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成29年度2月会議：介護分野におけるICTの活用について 平成30年度11月会議：在宅医療、介護連携の推進による療養体制の充実について		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-44		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	生活支援体制整備事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	石黒	内線	2676		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	生活支援体制整備事業費						
	01-02-02	地域介護予防活動支援事業費						
	01-04-01	その他生活支援サービス事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 27	（ 2015 ） 年度	根拠	介護保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援体制整備事業を充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体等と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。							
対象者等	18歳以上の区民							
内容	1 生活支援コーディネーターの配置：地域資源や地域活動者、地域活動団体等の発掘・支援を行う。 2 社会資源の把握・開発：社会資源を把握・分析し地域特性に応じたサービスの開発支援を行う。 3 区民向け講演会の開催：互助の支え合いによる地域づくりに向け、意識の醸成を図る。 4 地域活動報告会の開催：地域活動者の報告や意見交流を行い、超高齢社会に向けた互助の支え合いによる地域づくりへの理解を深め事業への参画を促す機会とする。 5 見守り支援員銭湯派遣事業：要支援2までの一人で入浴する事に不安がある高齢者を対象に、区内銭湯にて見守り支援員によるみまもりを実施することで、自立支援の向上を図る。 6 地域活動送迎事業：住民が住民を支える事業として、自宅から実施会場まで送迎支援を行う。 7 住民主体による地域介護予防活動支援事業：地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し運営経費に充てるための補助金を交付する。 8 生活支援協議体の開催：第一層及び第二層において日常生活の地域課題等を検討する。							
経過	平成29年度 事業普及啓発のための高齢者福祉寄席を開催（区民向け講演会）／地域活動啓発地区別報告会を開催（8か所）／地域活動者「担い手」の送迎を試行開始 平成30年度 地域包括支援センターに生活支援体制整備事業業務委託／見守り支援員銭湯派遣事業開始 令和元年度 地域活動送迎事業を開始／地域活動報告会や生活支援協議会等の体制整備を図る 令和2年度 見守り支援員派遣事業会場を8か所に拡大／住民主体による地域介護予防活動支援事業の補助金交付団体を受付開始／第一層と第二層の生活支援を検討する協議会を開催 令和3年度 地域資源情報サイト構築／住民主体による地域介護予防活動支援事業の拡大 令和4年度 地域資源情報サイト開設／第二層生活支援コーディネーター1名包括支援センター配置 令和5年度 見守り支援員銭湯派遣事業の会場を10か所に拡大/多世代食堂事業の開始 令和6年度 住民主体による地域介護予防活動支援事業の効果を把握し拡充を図る							
必要性	高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援体制整備事業を充実するため、地域住民の協力や区内で活動する団体や企業と連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備する。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 高齢者福祉課1名及び各地域包括支援センターに生活支援コーディネーター1名を配置し、地域資源や活動者等の把握、地域活動の支援及びネットワークの構築を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 要介護（支援）認定率（％）	19.4％	19.6％	20.0％	20.0％	18.9％	全国平均を目標値として設定	
	② 地域活動者（担い手）登録数（人）	90	35	45	45	50		
	③ 地域活動報告会開催数（回）	4	7	8	8	9		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
6年度	7年度							
推進	推進	人生100年時代に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅生活の継続を図るために、地域における多様なニーズに対応できる生活支援体制やアンオフィシャルサービスの構築を推進する。						

(単位：千円)

備考	物件費の多くを占めているのは、地域包括支援センターへの生活支援コーディネーター配置にかかる業務委託料（50,519千円）及び見守り支援員銭湯派遣事業の業務委託料（23,390千円）である。見守り支援員銭湯派遣事業の開催浴場が8か所から10か所に増えたため、増額となった。
問題点・課題	○生活支援コーディネーターが主となり、地域特性を活かして、地域住民の自主的な地域活動と区内事業所等連携した活動を推進する必要がある。 ○地域活動の参加を支援する地域活動者「担い手」登録は18歳以上としているが、現状は高齢者が多く、若年層の担い手育成など多事業等の連携や制度の再構築をした新たな事業としていく必要がある。 ○超高齢社会に対応するため住民主体による地域介護活動支援事業の拡充と高齢者の生活を支える団体数を拡大し、共生社会の実現のため、属性を超えた重層的な対応ができるよう他機関等連携を推進する。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	第二層に生活支援コーディネーターを配置したことで、各圏域の課題等が見える化できるような取組を検討する。	第二層の圏域で、「困りごと」や災害時の対応等について、他人事ではなく自分事として捉えられるような生活支援検討会を開催した。	地域の通りの場の紹介や生活に係わる事業について、第二層生活支援コーディネーターと共に作成し、区民に配布する。
②	それぞれの地域課題等の解決に向けて、第一層と第二層と更なる連携をして、活動者や団体等との連携体制を構築する。	地域課題を捉え、町会・民生委員・介護事業者等をはじめ、それぞれ立場を理解し合い解決できるように生活支援検討会を開催した。	地域課題を自分事として捉えられるように、講演会を開催するなど、区民一人一人に理解できるような広報活動を充実する。
③	高齢者自身がスマホ等を活用し、生活に関わる情報がタイムリーに収集できるように、チラシ等を作成して周知していく。	区内数か所の銭湯等を利用して高齢者を対象に、自身のスマホを使って荒川区防災アプリやSNSについて学ぶ機会を創出した。	高齢者自身が必要な情報をタイムリーに安全に入手できるように、スマホ操作や機能を学ぶ相談会を開催する。
他区の実況	(実施) 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)	平成29年度11月会議:高齢者のためのコンシェルジュについて		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-45		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	地域ケア会議推進事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下	
			担当者名	高見	内線	2676	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	地域ケア会議推進事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	介護保険法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区地域ケア会議設置運営要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	地域包括ケアシステム構築のために関係者が個別ケースや地域の課題を共有するとともに、課題の解決に向け、関係者や関係機関等が連携して、ネットワークの構築や新たな資源の開発、事業化の推進等について意見交換や検討を重ね、高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の更なる整備を図る。						
対象者等	介護サービス事業所、介護支援専門員、利用者及びその家族、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）						
内容	1 地域ケア会議の実施 (1) 圏域会議 各地域包括支援センターが運営主体となってセンターごとに毎月1回開催する。 地域包括支援センター職員、アドバイザー（管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉の知識を有する専門職等）、区職員が参加し、個別ケースの課題整理、支援方針や目標を明確にする等介護支援専門員へのOJTを実施する。また必要に応じて専門助言者を区が派遣する。その上で個別ケースの検討を通して、ケアマネジメント力の向上とともに地域課題を把握する。 (2) 中央会議 区が地域包括支援センターと協働して年3回程度開催する。区関係部署の職員、地域包括支援センター職員、専門職等がテーマに応じて参加し、圏域会議で把握した課題等について整理・検討し、地域資源を活用した新たなサービスの創出や仕組みづくりを推進する。						
経過	平成24年度	地域ケア会議（圏域会議・中央会議）開始 検討対象は、軽度者（二次予防事業対象者、要支援者、要介護者1・2）が中心 中央会議・圏域会議いずれもケース検討を実施					
	平成26年度	地域包括ケア多職種協働運営支援事業を介護保険課から高齢者福祉課に事務移管 圏域会議は個別ケースの検討、中央会議は地域課題の整理・新たなサービスを検討					
	平成27年度	圏域会議の検討対象を軽度者に限定せず実施					
	平成28年度	圏域会議・司会進行役の会議運営力向上を図る研修を実施（圏域会議進行シート作成） 圏域会議関係者を対象に、「公開圏域会議」を開催					
	平成30年度	圏域会議に自立支援及び重度化防止の強化を図るため隔月でリハビリ専門職を助言者として派遣を開始。（平成31年度から地域リハビリテーション活動支援事業へ）					
必要性	介護に関わる関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けたネットワークの構築、新たな資源開発、事業化の推進のために意見交換や検討を重ね、ともに向上を図る場として、地域ケア会議は必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 圏域会議は各地域包括支援センターが毎月1回開催。中央会議は区が年3回程度開催する。 各会議には、助言者、アドバイザーとして専門職を区から派遣し多職種の視点から検討している。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	
	① 圏域会議検討ケース数（件）	97	95	97	48		実績値
	② 地域課題（累計件数）	-	-	71	68		実績値
	③ 解決・終結した地域課題（件）	-	-	3	3	6	解決・終結実績値、指標は年間解決・終結目標件数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度		7年度					
継続	継続	地域包括ケアの推進に向けた地域課題の抽出及び解決策を検討するため、継続して実施する。					

(単位：千円)

補助費等はケア会議アドバイザーへの報償費である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域包括支援センターやアドバイザーの意見を参考にし、引き続き、圏域会議の運営方法や書式の改定に取り組む。	介護予防ケアマネジメント様式の見直しや庁内関係部署と高齢者のゴミやペット等に関する地域課題の解決に向けた連携を図った。	より効果的な圏域会議の活用や運営方法等を検討するとともに地域課題の解決に向けて他部署と連携を強化する。
②	介護支援専門員が地域ケア会議を今後有効に活用できるようアドバイザーの参加日や職種をケア倶楽部で周知する。	アドバイザーやリハ職等の助言者の参加日程をケア倶楽部で周知して、介護支援専門員が地域ケア会議を有効活用できるよう取り組んだ。	個別やテーマ別の会議を開催し、介護支援専門員等が参加しやすい仕組みづくりを試行的に実施し検討を進めていく。
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状	平成26年6月会議：地域ケア会議の方向性について 平成29年度9月会議：圏域会議の見直しについて		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-03-46		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者補聴器助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	山下		
			担当者名	千葉	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-02-20	高齢者補聴器助成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☒ 5年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	令和 4	（ 2022 ）	年度	根拠	高年齢者補聴器購入費助成金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	03	高齢者の在宅生活の支援					
目的	加齢が原因で、聴力が低下する老人性難聴の方を対象に、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力低下による閉じこもりを防止するとともに、日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促す。							
対象者等	・満65歳以上で、区内に住所を有している方 ・医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める方（中等度難聴程度） ・聴覚障がいによる身体障害者手帳を持っていない方							
内容	① 相談 区民から相談があった場合、区は対象要件を確認し、助成金交付申請書を配付する。 ② 耳鼻咽喉科の受診 耳鼻咽喉科を受診し、検査のうえ医師が補聴器の使用を必要と認めた場合は、上記申請書にその意見を記載してもらい区に申請する。（診察料・検査料・証明書等は自己負担） ③ 決定 区は助成金交付申請書の内容を確認し、助成金決定通知書を送付する。 ④ 補聴器を購入 申請者は医師が紹介した事業者等から補聴器を購入し、領収書及び助成金請求書を区に提出する。 ⑤ 助成 区は助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに助成金を支払う。（上限額72,450円）							
経過	令和4年6月 事業開始 令和5年4月 住民税非課税の方から前年の合計所得金額が350万円未満の方を対象者を拡大 令和6年4月 対象者拡大のため、所得350万円以上の方も対象とする 令和6年5月 助成額の上限を25,000円→72,450円に増額（令和6年4月に遡って適用）							
必要性	会話等が聞きとりやすくなることによる生活の質の向上や、積極的な社会参加を促すために必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 区で申請を受け付け、医師の診断書等の必要書類を確認のうえ、補聴器購入費の助成を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値（8年度）	
	① 補助件数（件）		88	158	263	292		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進	推進		日常生活でのコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促すため、対象者を拡大して推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区報及びホームページに掲載するとともに、医師会や介護事業者等へも周知する。	区報及びホームページに掲載するとともに、医師会や介護事業者等へも周知した。	対象者拡大についても区報及びホームページに掲載するとともに、医師会や介護事業者等へも周知する。
②	都や他区の動向を見ながら、事業内容等を適切に検討していく。	対象者拡大について都や他区の動向を見ながら、事業内容等を適切に検討した。	対象者拡大後の申請状況及び都や他区の動向を見ながら、引き続き事業内容等を適切に検討したい。
③			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 新宿区は現物支給、江東区は現物支給と費用助成の両方、その他の20区は費用助成を行っている。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成30年9月会議 高齢者の認知症予防と聴こえの改善について 平成31年2月会議 加齢性難聴者などの補聴器購入補助について 令和元年9月会議 認知症対策の推進について 令和3年6月会議 高齢者の加齢性難聴への支援について 令和4年11月会議 補聴器購入助成の所得制限額及び助成額について		